

Title	『日本靈異記』上巻第五の史的再検討：宇治大伴連氏の「本記」作成と大伴宿禰氏
Sub Title	A reexamination of the historical context of the Nihonryōiki, Book I, Part 5 : the Otomo Sukune clan and the making of the Hongi by the Uji-no-Otomo Muraji clan
Author	藤本, 誠(Fujimoto, Makoto)
Publisher	三田史学会
Publication year	2006
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.74, No.3 (2006. 1) ,p.23(239)- 59(275)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20060100-0023

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

『日本靈異記』上巻第五の史的再検討

——宇治大伴連氏の「本記」作成と大伴宿禰氏——

藤 本 誠

はじめに

『日本靈異記』（以下、『靈異記』）は、古代の在地社会の仏教を知る上で貴重な史料とされている。しかし、各研究者により『靈異記』の位置づけや、扱い方は様々であり、総じて、説話の記述の一部を断片的に史料として用いる傾向がある。また古代仏教史においては『靈異記』の各説話の個別研究が殆どなされていないのが現状である。本稿では、以下に述べる『靈異記』から窺える在地の仏教の特質を踏まえた上で、『靈異記』上巻第五（以下、上五。他も同じ）について考察していきたい。

筆者は以前、『靈異記』に見える在地社会の仏教を考える上で、『寺』と『堂』の階層性の視角が重要であることを指摘した⁽¹⁾。前稿では『寺』の中でも郡領氏族の寺院

『日本靈異記』上巻第五の史的再検討——宇治大伴連氏の「本記」作成と大伴宿禰氏——

一一一 (一一九)

とそれ以下の寺では、経営形態などが異なるため、区別して論じるべきことを述べた⁽²⁾。本稿で扱う『靈異記』上五は、郡領氏族と同族である宇治大伴連氏の先祖の顯彰譚であり、『寺』の中でも郡領氏族レベルの仏教や氏族意識について窺い知ることのできる重要な史料と考えられる。また近年の古代仏教史研究においては、奈良後期から平安初期にかけての在地の仏教における官大寺僧の「交通」（交流）の重要性が再評価されている⁽³⁾。しかしながら最近の研究では在地の仏教における官大寺僧の「交通」（交流）の役割のみが一面的に強調され、実際に在地の仏教を担つていた地方豪族の「交通」（交流）の役割が軽視される傾向も見受けられる。従来の在地仏教の研究でも、七世紀後半の地方豪族の仏教については多く論じられているが、八世紀後半は民間菩薩僧の役割が強

調され地方豪族の仏教の主体性についてはあまり論じられていないよう⁽⁴⁾に思う。八世紀後半においても、在地の仏教の担い手はあくまで地方豪族であり、地方豪族の関わった「交通」（交流）と在地の仏教との関係を明らかにすることは重要な課題であると筆者は考える。本稿では、中央氏族である大伴宿禰氏⁽⁵⁾と、紀伊国名草郡の地方豪族である宇治大伴連氏との間の「交通」（交流）を媒介として作成されたと推測される、『靈異記』上五の「本記」を中心に考察し、合わせて郡領氏族レベルの仏教がどのように関わっていたかについて見ていただきたい。

一 上巻第五「本記」と『古屋家家譜』

本章では、上五⁽⁶⁾に引用されている「本記」の史料的性格を『古屋家家譜』との比較の上で論じていく。

最初に上五に見える「本記」の作成年代に関する研究史をまとめておきたい。第一に虎尾俊哉氏の延暦年間説があげられる。氏は漢風諡号使用という点から見て天平宝字年間を遡ることは考えられず、『続日本紀』あたりにおける漢風諡号使用の例から見て、延暦期以降と推測される⁽⁸⁾。第二に水野柳太郎氏の八世紀後半説がある。氏は「文中的播磨国水田二百七十三町五段余が天平十八年

（七四六）に起草された『法隆寺伽藍縁起并流記資財帳』の田積よりも増加してい⁽⁹⁾ることから、「本記」の田積は遅れて八世紀後半のものであるとし、さらに「田積は、書改められる理由がないので、景戒の手が入らずに、「本記」の数値を示すと考えられるから、その成立年代の確実な上限を示している。⁽⁹⁾とされる。また「本記」中に天平宝字元年五月以降に成立した「和泉国」の国名が見えることは、景戒が国名表記を一定の基準に基づいて改変したとは考えにく⁽¹⁰⁾いことから、「本記」の作成が七五七年以後であつたことが推定される。以上の整理から「本記」は最終的には八世紀後半段階には作成されていたと考えてよかろう。⁽⁶⁾

(一) 『古屋家家譜』と紀伊国大伴系同族

本節では上五の「本記」を論じるにあたり、従来あまり注目されてこなかつた史料について考察したい。それは、大伴氏の古系譜が含まれる史料とされる『古屋家家譜』（以下、『家譜』）のことである。『家譜』は、鎌田純一氏が、『甲斐国一之宮 浅間神社誌』（昭和五四年刊）執筆の過程で発見し、その資料篇の中ではじめて紹介された。その後この系譜は、田中卓氏が写真版のコピーで

確認し史料価値の高さを指摘され⁽¹¹⁾、更に佐伯有清氏が『新撰姓氏録の研究 考証篇第三』の中で紹介されている⁽¹²⁾。近年では、溝口睦子著『古代氏族の系譜』の中で詳細に検討されていて、系譜の形式としては古いものではないものの、内容的な部分には信憑性が高いことを指摘されている⁽¹³⁾。また最近では『山梨県史』⁽¹⁵⁾が原本を底本として翻刻している。以下に関連部分を示そう（次頁）。

溝口氏の研究成果に従うと『古屋家家譜』の成立過程は、①大伴宿禰氏の系譜→②紀伊国の大伴氏が改変→③陸奥国大伴部直（名草郡が本貫）が改変→④甲斐国大伴直が改変、ということになるが、本稿で注目するのは②である。②の部分は溝口氏によつて「この系譜の原本は、七六〇年頃（『氏族志』撰集の頃）に成立していた大伴氏の同族の本系ではないか」と指摘され、系譜には、「金村大連公」の子の一人として「宇遲古連公」とある。譜文には、「是宇治大伴連 神私連 大伴櫟津連等祖也」とあり、『靈異記』上五にも見える宇治大伴連氏の存在を確認できる。また譜文にて宇治大伴連氏と同祖関係にある大伴櫟津連氏は、『続日本紀』（以下、『続紀』）神龜元年一〇月壬寅条に「名草郡少領正八位下大伴櫟津連子人」とあり、宇治大伴連氏と同じ名草郡出身で郡領

氏族であった。神私連氏については、『新撰姓氏録』（以下、『姓氏録』）左京神別中に「神私造（連の誤りか）引用者註）道臣八世孫金村大連公之後也。」とあり、別祖も『家譜』の記載と一致する⁽¹⁸⁾。唯一、系譜に見える「宇遲古連公」という祖名が、『靈異記』上五の「大部屋栖野古」という先祖名と一致しないことが気にかかるが、「宇遲古連公」の「宇遲」が「宇治大伴連氏」の「宇治」という地名と一致していることは注目に値する。系譜の祖名については、義江明子氏により「おおよそどの系譜でも、中核となる部分は“伝承上の祖”と“現実的祖”的重層からなり、そこにあとからさまざま尾鱗がついて複雑化していくもの」と指摘されている。すなわち、「宇遲古連公」と「屋栖野古」という祖名の不一致について複雑化していくもの⁽¹⁹⁾と理解できよう。また系譜の「伝承上の祖」に、地名に由来する名称をつけることについては、蘭田香融氏が紀伊国造系譜の神話時代である六代目に見え、記紀と照合する「于遲比古」について、「ウジヒコは固有名詞ではなく、ウジ（和歌山市宇治）の有力豪族を意味する一般的称呼と考えるべきであろう。…このほか記紀には、崇神記に「木国造荒河刀弁」（紀・「紀伊国荒河戸畔」）

金村大連公

(仁賢) 石上広高大宮天皇晏駕之後、誅平群真鳥臣。
 (武烈) 泊瀬列樹大宮天皇朝己卯年十二月、為大連供奉。
 (繼体) 山背禪葉大宮天皇朝丁亥年、為大臣供奉。
 (欽明) 磯城○金刺大宮天皇朝庚申年九月、稱老婦于家。
 (島) 鳴鳥

金村大連公

御物宿禰連公
 負佐伯連姓

戸難日連公 内臣
 (敏達) 許語田幸玉大宮朝、為内臣供奉。

若古連公
 是高志連・高志壬生連等祖也。

磐連公

山梨評山前之邑
 (繼体) 磐余玉穗大宮朝、遷居甲斐國山梨評山前之邑。

小治田 豊浦大宮朝丁巳年八月卒。
 (推古)

狹手彥連公

敷島金刺大宮朝壬午年八月、奉勅率大兵、伐高麗平定之。
 (是大伴連・大田部連・榎本連等祖也。)
 (推古)

糠手古連公

小手子比咩連公

頬垂連公

(崇後) 倉梯宮天皇妃

是掌上総之伊甚屯倉。
 (九子連祖也。)

加爾古連公
 掌木國那賀屯倉。
 是仲丸子連祖也。

磐連公

が見え、…アラカハトベも、アラカハ（那賀郡荒川郷）の族長を意味する一般的称呼にほかならないである⁽²⁰⁾。」と述べられている。近年では鈴木正信氏が紀伊国造の始祖について、ウジヒコ・アラカハトベのような名草郡内の小地名を含む神名をもつ始祖は、紀伊国造（後に紀伊国造となる集団）の交流範囲が名草郡内においてほぼ完結し得る時期⁽²¹⁾に伝えられてきた始祖であり、「名草郡内でのみ用いられる」ことを前提とした神名⁽²²⁾であることを指摘している。『家譜』の「宇遲古

字遼古連公
是、宇治大伴連・神私連・大伴櫟津連等祖也。

阿被布子連公

奈羅古連公
是、大伴良田連祖也。
大德冠 氏上
昨子連公
是、大伴宿禰祖也。

『山梨県史』より転載

連公」という名草郡内の小地名（「ウジ」）を含む始祖は、名草郡の「ウジ」を本拠としたと考えられ、同郡の郡領氏族と同族である宇治大伴連氏の系譜の「伝承上の祖」にふさわしいといえる。したがって、『家譜』の「宇遼古連公」を“伝承上の祖”、『靈異記』の「屋栖野古」を“現実的祖”と理解することができる。以上のように考えられるとすれば、既に氏族系譜の作成にあたっては、「本宗氏の長者の承認によつて「系譜の共有」を実現し、国家的な承認も獲得する」という指摘もあるので、『家譜』に見える同族系譜の存在は宇治大伴連氏と大伴宿禰

氏の間に「交通」（交流）があつたことを示す証左と見なせよう。

大伴宿禰氏と紀伊国の大治大伴連氏の「交通」（交流）について考えるためには、『家譜』の「宇遲古連公」と同世代の紀伊国の大伴系同族の動向についても確認する必要がある。『家譜』の紀伊国の大伴系同族系譜には、前述の「宇遲古連公」と同祖関係にある三氏以外に、狭手彦連公を祖とする大伴連氏・大田部連氏・榎本連氏の三氏がいる。ここでは最も史料が多く残る大田部連氏を見ることによって大伴系同族の中での大伴宿禰氏と結びつこうとする動向を見ておきたい。大田部連氏はこれまでの先行研究によつて「大伴大田連」のこととされ⁽²³⁾る。大伴大田連氏は『姓氏録』右京神別上に「大伴大田宿禰」高魂命六世孫天押人命之後」とあり「高魂命」を始祖、「天押人命」を別祖とする。この始祖と別祖は大伴宿禰氏と同一であり、紀伊国大伴系同族である大伴連氏・榎本連氏・神私連氏の三氏が『姓氏録』において別祖を「道臣命」とするのとは異なつてゐる。これについては『続紀』神護景雲元年二月辛卯条が注目される。本条には「左京人正六位上大伴大田連沙弥麿賜姓宿禰。」と記され、大伴大田連氏がこれ以前に「京」に本貫を移

していしたこと、本条で「宿禰」を賜姓されたことがわかる。恐らくこの段階で大伴大田宿禰氏は他の紀伊国大伴系同族とは異なる系譜関係を大伴宿禰氏に承認され、九世紀前半の『姓氏録』にそれが反映したものと推察される。ここで『日本三代実録』（以下、『三実』）貞觀三年八月庚申条を見てみよう。

正三位行中納言兼民部卿皇太后宮大夫伴宿禰善男等奏
言。常雄欵称。謹稽家譜。①伴大田宿禰同祖。金村
大連公第三男狭手彦之後也。②狭手彦。宣化天皇世。
奉使任那。征新羅。復任那。兼助百濟。欽明天皇世。
百濟以高麗之寇。遣使乞救。狭手彦復為大將軍。伐高
麗。其王踰城而遁。乘勝入宮。尽得珠寶貨賂。以獻之。
③磯城嶋天皇世。還來獻高麗之囚。今山城國猶人是也。
狹手彦再使海外。征伐両國。尽力絕域。復立二國。身
尊當時。④功流後代。⑤但古人朴質。除両國尽力非私。
皆賜別姓。是以子孫不得大部。別賜大田宿禰。而狹手
彦之弟阿彼布子。承父為大部連公。自斯而後。恐子孫
之不廣。無復更賜別姓。今阿彼布古之後。歷代尊顯。
而狹手彦之後。舉朱紱者。曠世無聞。一祖之枝。榮枯
殊隔。沉淪之歎。告訴無止。常雄幸逢昌泰。新參花轂。
門蔭中興。寔為榮慶。⑥刊大田両字。同歸於一宗。然

則外不辱功臣之序。内方敦孔懷之親。⁽²⁵⁾（傍線部・□は引用者）

本条からは、伴善男が所有していた「家譜」という史料の内容が窺える。傍線部①には伴大田宿禰についての系譜関係が見え、傍線部②には狭手彦が「宣化天皇世」・「欽明天皇世」と二代の天皇に供奉したことが記されている。傍線部③は、欽明天皇を「磯城嶋天皇世」と表記し、山城国の舶人の起源譚があることから、別の史料の挿入と考えられる。つまり「家譜」には少なくとも二種類の史料が用いられていた。傍線部④の「功流後代」からは、「家譜」に祖先の功績の子孫への継承が記されていたことがわかる。中村英重氏は、「氏上のもと」にこれら氏の系譜伝承に関する氏文書（本系帳・家譜・家記・図牒など）⁽²⁶⁾（引用者註）が保管されていたと指摘されるが、傍線部④や後述する⑤からして、氏文書などの各傍系氏族について記す部分には、氏上が氏文書を保管していたとしても、各氏族の主張がかなり盛り込まれていたと考えられる。既に「家譜」については「始祖の記載に始まつて、祖先の人たちの名、およびその功績がかなり詳細に記載されていた」と指摘されているが、ここでは本条における「家譜」は大伴宿禰氏との系譜関

係や、先祖の狭手彦が代々の天皇に供奉し功績を残したこと（傍線部①・②・③）だけでなく、その功績が子孫に継承されることも含めて記されたものであることを特に指摘しておきたい。

傍線部⑤以降は、伴大田宿禰氏の主張が特に盛り込まれている部分と見られるが、大伴宿禰氏と「別姓」にするか否かによって、傍系の各氏族間に「子孫之不廣」・「歴代尊顯」という「榮枯殊隔」なる状態となるとの認識があつたことがわかる。傍線部⑥の「刊大田両字。同帰於一宗」という記述はその具体的な主張である。「大田」は紀伊国名草郡内の小地名であるから、姓から地名部分を削り大伴宿禰氏と同族になりたいという請願は、紀伊国との関係を拒絶したものと見なせよう。翻つて、大伴大田連氏が七六七年以前に京へ本貫を移し、系譜を改変し「宿禰」を賜姓されていたことについて考えてみると、これも紀伊国との関係を断ち、大伴宿禰氏と同族を主張する動きとみることが可能である。また「常雄幸逢昌泰。新參花轂。門蔭中興。寔為榮慶」とあることからわかるように、一族に有力者がいない限り、その実現が困難であつたことも窺えよう。恐らく『続紀』に見える大伴大田宿禰沙弥磨は八世紀後半に大伴宿禰氏と強い

繫がりをもつた人物であつたと思われる。以上から大伴大田連（宿禰）氏の八～九世紀の動向として、一貫して大伴宿禰氏との同族化を主張していたと考えることができよう。

榎本連氏については、『日本書紀』（以下、『書紀』）卷二八に見える天武元年六月条の壬申の乱時が初出で、「…遇甘羅村、有獵者廿余人。大伴朴本連大国、為獵者之首。則悉喚令從駕。」（傍線部は引用者）とある。壬申紀には、大伴氏の記録が用いられたことが以前より指摘されているが⁽²⁹⁾、大伴朴本連大国が『書紀』に名を残すことになつたのは、少なくとも七世紀後半に大伴宿禰氏と強い繫がりがあつたことを窺わせる。しかしながら、その後の史料では管見の限り全て「榎本連」と見える。これについて薗田香融氏は「元來は大伴氏の同族として複姓を称したのが、氏族として独自の發展をとげ、ついに大伴の二字を脱するに至つたものであろう。」と指摘される。大伴大田連氏や後述の宇治大伴連氏は「大伴」という氏族名を特別重視している。したがつて、「大伴」の二字を冠しなくなつたことは、八世紀以降において榎本連氏が大伴宿禰氏との結びつきにそれほど積極的ではなかつたことを示している。大伴連氏については、「写

経所解 申願出家人事」（『大日本古文書』三一七八）に紀伊国那賀郡の戸主大伴連伯万呂の戸口として大伴連蓑麻呂が見え、写経所に校生として勤務している。『靈異記』下一七には大伴連氏の沙弥信行が弥氣山室堂の堂守として見え、元興寺僧の豊慶がその堂に常住していた。一族が官人としての都へ出仕したり、官大寺僧の都鄙間交通を媒介として、律令制貢納交通以外にも中央とへ交通（交流）があつたことが窺える。以上、紀伊国の大伴系同族の動向を概観したが、「狭手彦之後」とされる三氏については、『家譜』に記されていることからして、いざれの氏も大伴宿禰氏とは一定の繫がりを有していたと想定されるが、大伴大田連氏は特に大伴宿禰氏との繫がりを強め、系譜の改変・改姓を成し遂げ、貞觀三年には大伴宿禰氏と同族として認められたことが窺えた。次節では『靈異記』上五の説話内容を分析することによつて、宇治大伴連氏の動向について考察していく。

（二）上巻第五「本記」と『古屋家家譜』の影響関係

本節では「本記」と『家譜』に見える紀伊国大伴系同族の系譜との影響関係を指摘することを目的とする。以下に『靈異記』上五を示そう。

A 大花位大部屋栖野古 **連公** 者。紀伊國名草郡宇治大伴連等先祖也。天年澄情。重尊三寶。

B 案本記曰。敏達天皇之代。和泉國海中有樂器之音聲。

如笛箏琴箋篋等聲。或如雷振動。晝鳴夜耀。指東而流。

大部屋栖古 **連公** 聞奏。天皇嘿然不信。更奏皇后。聞

之詔 **連公** 曰。汝往看之。奉詔往看。實如聞有當霹靂之楠矣。還上奏之。泊乎高脚濱。今屋栖伏願應造佛像焉。皇后詔。宜依所願也。 **連公** 奉詔大喜。告嶋大臣

以傳詔命。大臣亦喜。請池邊直水田雕佛。造菩薩三軀像。居于豐浦堂。以諸人仰敬。然物部弓削守屋 **大連**

公。奏皇后曰。凡佛像不可置國內。猶遠退。皇后聞

之。詔屋栖古 **連公** 曰。疾隱此佛像。 **連公** 奉詔。使

水田直藏乎稻中矣。弓削 **大連公** 放火燒道場。將佛

像流難破堀江。徵於屋栖古言。今國家起災者。依隣國客神像置於己國內。可出斯客神像。速忽棄流乎豐國也。

(客神佛神像也。)固辭不出焉。弓削大連。狂心起逆。

謀傾窺便。爰天亦嫌之。地復憚之。當於用明天皇世而

挫弓削大連。則出佛像以傳後世。命安置吉野竊寺而放

光阿彌陀之像是也。

C 皇后癸丑年春正月。即位小墾田宮。卅六年御宇矣。元

年夏四月庚午朔己卯。立廄戶皇子爲皇太子。即以屋栖

古 **連公** 爲太子之肺脯侍者。天皇代十三年乙丑夏五月甲寅朔戊午。勅屋栖古 **連公** 曰。汝之功者長遠不忘。

賜大信位。十七年己巳春二月。皇太子詔 **連公** 而遣播

磨國揖保郡内二百七十三町五段餘水田之司也。廿九年辛巳春二月。皇太子命薨于斑鳩宮。屋栖古 **連公** 爲

其欲之出家。天皇不聽。四八年甲申夏四月。有一大僧。

執斧毆父。 **連公** 見之。直奏之白。僧尼檢校應中置上

座犯惡使斷是非。天皇勅之曰。諾也。 **連公** 奉勅而檢

之。僧八百卅七人尼五百七十九人也。以觀勒僧爲大僧

正。以大信屋栖古連公與臺部德積爲僧都。

D 卅三年乙酉冬十二月八日。 **連公** 居住難破而忽卒之。

屍有異香而粉馥矣。天皇勅之七日使留。詠於彼忠。逕

之三日。乃蘇甦矣。語妻子曰。有五色雲。如霓度北。

自而往其雲道。芳如雜名香。觀之道頭有黃金山。即到

炫面。爰薨聖德皇太子待立。共登山頂。其金山頂居一

比丘。太子敬禮而曰。是東宮童矣。自今已後。逕之八

日。應逢鋸鋒。願服仙藥。比丘環解一玉授之。吞令服

而作是言。南无妙德菩薩。令三遍誦禮。自彼罷下。皇

太子言。速還家除作佛處。我悔過畢還宮作。然投先道還。即見驚蘇也。時人名曰還活 **連公**。孝德天皇世六

年庚戌九月。賜大花上位也。春秋九十有餘而卒矣。

E贊曰。善哉大部氏。責仙儻法。澄情効忠。命福共存。
逕世无夭。武振萬機。孝繼子孫。

F諒委。三寶驗德。善神加護也。今惟推之。逕之八日。

逢鋸鋒者。當宗我入鹿之亂也。八日者八年也。妙德菩薩者文殊師利菩薩也。令服一玉者。令免難之藥也。黃金山者五臺山也。東宮者日本國也。還宮作佛者。勝寶應真聖武大上天皇生于日本國。作寺作佛也。爾時並住行基大德者文殊師利菩薩反化也。是奇異事矣。

「本記」と『家譜』の影響関係について、第一は「連公」⁽³³⁾という尊称形式である。この表記は『家譜』の応神朝以降の代に使用される尊称形式であり、これが連系の氏の古い本系における正式の表記であることが指摘されている。⁽³⁴⁾上五の「本記」では主人公の「大部屋栖野古連公」（傍線部は引用者）だけでなく、仏法を迫害している物部守屋についても「物部弓削守屋大連公」（傍線部は引用者）、「弓削大連公」（傍線部は引用者）と「連公」が使用されている。『靈異記』の他の説話では、連系の氏族は「鋤田連」（中七）、「依網連」（中一一）、「高橋連東人」（中一五）、「中臣連祖父磨」（下二五）、「跡連」（下三九）など多数見えるが、「連公」という表記は

用いられず、同祖同族関係にある大伴連氏の説話（下一七・二三）にも見えないことから、「本記」が用字面において、『家譜』に記された大伴氏の系譜の影響を受けていたことが指摘できる。

第二に「本記」の時代設定である。「本記」は、敏達朝（欽明紀を改変した部分を含む）から孝徳朝にわたる大部屋栖野古の一代記として記されている。『家譜』の「金村大連公」の子の世代、すなわち「宇遲古連公」と同世代について見ると、「磐連公」は、繼体朝の人物であるが、譜文に「小治田豊浦大宮朝丁巳年八月卒」とあり推古朝に卒したことがわかる。「狹手彦連公」は、譜文に「敷〔城脱〕島金刺大宮朝壬午年八月、奉勅率大兵、伐高麗平定之。」とあり、また前述の『三実』貞觀三年八月庚申（一九日）条に宣化朝から欽明朝頃に活躍した人物とある。「糠手古連公」は『書紀』から敏達朝の人物であることが知られる（表①参照）。「阿被布子連公」は『三実』貞觀三年八月庚申（一九日）条に見える「家譜」に「狹手彦之弟」と記され、『家譜』でも「糠手古連公」の弟とされており、敏達朝からそれ以降の人物と想定される。したがって、同世代が概ね欽明朝～敏達・推古朝頃の人物であり、「宇遲古連公」は更にその弟と

して記されているから、孝徳朝に生きていたとしても矛盾しない。「宇遲古連公」等の次の世代まで見ると、「小手子比咩連公」（糠手古連公の子）は、譜文に「倉梯宮天皇妃」と記されるが、事実、崇峻天皇妃であつた（表①参照）。「昨子連公」（阿被布子連公の子）は、譜文に「大德冠」と冠位十二階の冠位があり、『書紀』より用明から推古朝の人物であることが知られる（表①参照）。以上より「宇遲古連公」の系譜上の同世代と一つ下の世代が欽明朝へ推古朝におさまることがわかり、宇治大伴連氏は大伴宿禰氏と同祖関係を結ぶ際に、他の紀伊国の大伴系同族と同じく、「金村大連公」の子の世代、すなわち欽明へ推古朝の系譜に組み込まれたとともにと考えられる。したがつて、上五の「本記」の主人公である大部連屋栖野古が敏達（欽明紀の記事を改変したもの）へ推古朝で主たる活躍し孝徳朝まで存命しているという時代設定についても、宇治大伴連氏が大伴宿禰氏と擬制的同族関係を結んだ際の系譜に規定された結果であったのである。

第三に、上五に見える「贊」（「贊」の詳細については後述）の「武振万機」という、「本記」本文とは直接関係ないとと思われる語句の問題を見ていきたい。「本記」

には屋栖野古が武勇に優れていたことを記す箇所はない⁽³⁵⁾。しかしながら、『家譜』の大伴宿禰氏に関わる部分を見ると、道臣命に「聞皇孫之来征、赴而供奉」、武日命に「從日本武尊、為將軍」、建持連公に「足仲彦天皇朝、為敕大伴連供奉」、「息長足姫皇后征韓供奉」と大伴氏が軍事氏族として王権に「供奉」してきたことを繰り返し記している。研究史上も、大伴宿禰氏は、「本来の職掌は天皇に隨従して護衛の任にしたがうことにあつた」⁽³⁶⁾と指摘されているように、大伴宿禰氏が軍事に関わってきたことは周知の事実であつたと見てよい。⁽³⁷⁾したがつて、この語句は『家譜』の影響によると考えられる。また「贊」の傾向として、説話本文の内容を要約したものと指摘されているが⁽³⁸⁾、原史料にはもともと屋栖野古の武勇伝についても記され、それを景戒が『靈異記』に取り入れる過程で省略し、「贊」のみは原史料のまま取り入れられたため「武振万機」という文言のみ孤立して残ったという可能性が推測できよう。

以上の三点から、『家譜』と「本記」が強い影響関係にあったことが指摘できる。

(敏達～孝徳)

記事	巻
吉備海部直羽嶋を百済に遣わし日羅等を吉備児嶋屯倉まで召して来た時に、「朝庭、大伴糠手古連を遣ひて、慰め労ふ」。「阿倍目臣・物部贊子連・大伴糠手子連を遣して、國の政を日羅に問ふ」と見える。その後、日羅が殺害された時に、「天皇、贊子大連・糠手子連に詔して、小郡の西の畔の丘の前に収め葬らしむ。其の妻子・水手等を以て、石川に居かしむ。是に、大伴糠手子連議りて曰はく、『一処に聚へ居かば、恐るらくは其の変を生きる』といふ。乃ち妻子を以ては、石川百済村に居き、水手等を石川大伴村に居く。」とある。	卷20
用明天皇が三宝への帰依を詔があったときに、物部守屋の許に蘇我馬子が謀で殺そうとしているという密告があり、守屋は阿都の別業に退き軍勢を整えた。馬子は守屋の動きを大伴毗羅夫に伝えると、「是に由りて、毗羅夫連、手に弓箭・皮楯を執りて、楓曲の家に就きて、昼夜離らず。大臣を守護る。(楓曲の家は、大臣の家なり。)」とある。	卷21
蘇我馬子が物部守屋を滅ぼそうと謀り、大伴連噛も加わる。	卷21
大伴糠手連の女小手子が崇峻天皇の妃となる。小手子は蜂子皇子と錦代皇女を産んだ。	卷21
是歳、得度した尼として、「大伴狹手彦連が女善徳、大伴猶の夫人」が記されている。	卷21
大伴連噛が紀男麻呂宿禰・巨勢猿臣・葛城鳥奈良臣と共に任那官家再建のための大將軍となる。	卷21
崇峻天皇が殺害される。或本に大伴嬪小手子が寵の衰えたことを恨んで蘇我馬子に「頃者、山猪を献れること有り。天皇、猪を指して詔して曰はく、『猪の頸を断らむ如く、何の時にか朕が思ふ人を断らむ』とのたまふ。且内裏にして、大きに兵仗を作る」と密告したことが記されている。	卷21
推古天皇が任那を救うために、大伴連噛を高麗に遣わし、坂本臣糠手を百済に遣わす。	卷22
大伴連噛・坂本臣糠手が共に百済より帰ってくるが、来目皇子が病に伏したため征討することは果たせなかつた。	卷22
隋の使が朝庭に来る。隋の使・裴世清が煬帝の返書を阿倍鳥臣に渡す。大伴連噛は渡された返書を受け取り、大門の前の机の上に置いて推古天皇に奏上した。	卷22
新羅・任那の使が朝庭に来る。そのとき、「是に秦造河勝・土部連菟に命せて、新羅の導者とす。間人連塙蓋・阿閉臣大籠を以て、任那の導者とす。共に引きて南の門より入りて、庭中に立てり。時に大伴昨連・蘇我豊浦蝦夷臣・坂本糠手臣・阿倍鳥子臣・共に位より起ちて、進みて庭に伏せり。是に、両つの国の客等、各再拝みて、使の旨を奏す。乃ち四の大夫、起ち進みて大臣に啓す。時に大臣、位より起ちて、庁の前に立ちて聽く。」とある。	卷22
推古天皇没後の皇位継承について蘇我蝦夷の家で話し合いに大伴連鯨が参加。推古天皇の遺言が語られた後、「是に、大伴鯨連進みて曰はく、『既に天皇の遺命の従ならまくのみ。更に群の言を待つべからず』といふ。阿倍臣、則ち問ひて曰はく、『何と謂ふことぞ。其の意を開け』といふ。対へて曰はく、『天皇曷に思しけばか、田村皇子に詔して、『天下は大任なり。緩らむこと不可』と曰ひけむ。此に因りて言へば、皇位は既に定りぬ。誰人か異言せむ』といふ。時に、采女臣摩礼志・高向臣宇摩・中臣連弥氣・難波吉士身刺、四の臣の曰はく、『大伴連の言の隨に、更に異なること無し』といふ。」とある。	卷23
唐の使・高表仁等が難波津に來た時に大伴連馬養が遣わされ河口で出迎えた。	卷24
舒明天皇の喪葬の礼を行う。「是の日に、小德巨勢臣徳太、大派皇子に代りて誄す。次に小德栗田臣細目、輕皇子に代りて誄す。次に小德大伴連馬飼、大臣に代りて誄す。」とある。	卷24
大伴馬飼連が百合の花を獻る。茎の長さ八尺。本が別で末が一緒になっていた。	卷24
皇極天皇は中大兄皇子を天皇にしようとしたが、中大兄が中臣鎌子に話すと、鎌子が輕皇子に譲ることを助言する。中大兄は皇極に輕皇子を天皇にすることを奏上し、天皇が輕皇子に譲った。その時、「輕皇子、固辞ぶること得ずして、壇に升りて即祚す。時に大伴長徳（字は馬飼）連、金の靉を帶びて壇の右に立つ。犬上健部君、金の靉を帶びて、壇の左に立つ。」とある。	卷25
蘇我臣日向が右大臣蘇我倉山田麻呂を中大兄に讒言する。天皇が大伴猶連・三国麻呂公・穗積噛臣を蘇我倉山田麻呂大臣の所に遣わして、背くことの虚実を問うが、天皇に直接陳べると言って答えなかつたため、軍を興し大臣の家を囲もうとした。麻呂は山田寺で自害する。その時、「是の日に、大伴猶連と蘇我日向臣とを以て、将として衆を領て、大臣を追はしむ。將軍大伴連等、黒山に到るに及びて、土師連身・采女臣使主麻呂、山田寺より馳せ来りて告げて曰はく、『蘇我大臣、既に三の男・一の女と、俱に自ら経きて死せぬ』といふ。是に由りて、將軍等、丹比坂より帰る。」とある。	卷25
小紫巨勢徳陀古臣に大紫を授けて左大臣とし、小紫大伴連（字は馬飼）に大紫を授けて右大臣とする。	卷25

表① 『日本書紀』の大伴氏略年表

年	元号
1	敏達天皇12年是歲条
2	用明天皇2年4月丙午条
3	崇峻天皇即位前紀·用明天皇2年7月条
4	崇峻天皇元年3月条
5	崇峻天皇3年是歲条
6	崇峻天皇4年11月壬午条
7	崇峻天皇5年11月乙巳条
8 601	推古天皇9年3月戊子条
9 601	推古天皇10年6月己酉条
10 608	推古天皇16年8月癸卯条
11 610	推古天皇18年10月丙申·丁酉条
12 629	舒明天皇即位前紀
13 631	舒明天皇4年10月甲寅条
14 642	皇極天皇元年12月甲午条
15 644	皇極天皇3年6月癸卯朔条
16 645	孝德天皇即位前紀
17 649	孝德天皇大化5年3月戊辰条
18 649	孝德天皇大化5年4月甲午条

(三) 大部連屋栖野古と推古天皇

視すべきであると考えている。

本節では上五「本記」の全体的な性格を論じるために推古天皇と屋栖野古の関係に注目したい。従来の上五「本記」の研究史においても、屋栖野古と推古天皇や聖徳太子との関係を重視する説が見られた。渥美かをる氏は、「彼(大伴屋栖野古—引用者注)はいつでも時の権者と密接な間柄にあつたよう⁽³⁹⁾に作られて⁽⁴⁰⁾いる」と述べ

れる。推古天皇の称号は、即位と同時に、「皇后」から「天皇」へと表記が変わる。また推古の言葉は即位前では「詔」と記されるのに對し、即位後は「勅」と表記され、「天皇」へと表記が変わる。また推古の言葉は即位前では「詔」と記されるのに對し、即位後は「勅」と表記されるという変化が指摘できる。推古即位後、「聖徳皇太子」の会話表現には「詔」が使用されていることからして、「詔」と「勅」は、皇后・皇太子を含む皇族と、天皇との間の明らかな格差を示そうとしたものと推察される。また屋栖野古と聖徳太子との関係については「太子之肺脯侍者」とあるが、生前、太子との関係は殆ど記されていない」と指摘された。私見も八重櫻説に近いが、原史料段階においては屋栖野古と推古天皇との関係をより重

れず、具体的な接点は推古一七年に播磨国に「水田之司」として遣わされたことのみである。聖徳太子との密接な関係が語られるのは屋栖野古が仮死した時の冥界の記述である。ただし、「本記」の冥界記述については不審な点が見られる。聖徳太子は比丘に仙薬をもらつた後に、「皇太子言⁽⁴¹⁾、速還家除作仏処。我悔過畢還宮作」と、屋栖野古に蘇つたら仏像を作るところを清掃するように命じている。しかし、屋栖野古は現世に蘇つた後、太子に命ぜられた行為をしないまま亡くなっている。すなわち冥界記述は、屋栖野古が蘇つたという意味では重要な内容であるが、その具体的な内容は直前後の内容と全く繋がりを持たず、景戒が説話末に付したと考えられる説示（Fの部分）によつて漸く意味がわかる内容である。聖徳太子は、上五の説示（Fの部分）で聖武天皇に転生する存在として描かれ、上巻序文にも「唯、代々天皇、…或生而高弁兼委未事、一聞十訴一言不漏。…」（傍線部は引用者）とあるように、『靈異記』において「代々天皇」と変わらない存在とされている。上四の聖徳太子については、藤井由紀子氏が、「太子は乞匂人といつた賤形の民間仏教者を含む、私度僧たちの存在価値を承認し保証する役割を担わされている」⁽⁴²⁾と指摘されている。

すなわち『靈異記』における聖徳太子には明確な景戒の思想の反映があつたと考えられるのである。⁽⁴³⁾屋栖野古が「還活連公」と呼ばれていることや「贊」に「貴仙」という語句があるので、冥界記述自体は「本記」に存在していた可能性があるが、『本記』における冥界記述の、とりわけ聖徳太子に関わる部分については、景戒が書き加えた可能性——少なくとも原史料段階からは改変が加えられた可能性——が指摘できよう。

屋栖野古は「太子之肺脯侍者」とあるが、説話前半の崇仏争いで屋栖野古が供奉していたのは敏達皇后の推古であつた。この表現は上一にも見えるが、上一では主人公の「少子部栖軽」は雄略天皇の「肺脯侍者」であり、大王に直接供奉する者である。これは元来、「肺脯侍者」という表現が、大王に供奉する者として用いられるものであつたことを示唆している。「本記」では屋栖野古は「太子之肺脯侍者」とあるにも関わらず、推古天皇が屋栖野古に「汝之功者長遠不忘」と語つてのこと、また屋栖野古が卒した時、「天皇勅之七日使留。詠於彼忠」とあることから、屋栖野古は、第一義的に推古に供奉していくと解釈することが可能である。少なくとも、聖徳太子への供奉を通して、推古天皇に供奉していたと

みて差し支えないと思われる。⁽⁴⁵⁾ 翻つて『家譜』をみると、その内容には「供奉」という表現が七代にわたって記され、「この語の使用は、本系にとつて系譜作製の目的が、

単なる個人的な先祖への関心にあつたのではなく、何よりも天皇との主従関係の確認や、天皇を中心とする共同社会（支配者共同体）への参加の確認にあつたということを物語つている。⁽⁴⁶⁾ 第二節において「本記」と『家譜』の影響関係について指摘したが、「本記」（原史料）の全体的内容についても『家譜』の系譜と同様に天皇への奉仕を示すものであつた可能性が指摘できよう。

第二に、推古天皇の即位した宮が「本記」には、「皇后癸丑年春正月。即位小墾田宮。」（傍線部は引用者）と記され、豊浦宮で即位した史実とは異なることに注目したい。このような改変が行われた要因としては「本記」前半部に見える「豊浦堂」の存在が考えられる。「豊浦堂」については「豊浦寺」の前身の仏教施設を示していると考へられるが、考古学の発掘成果によれば、豊浦寺の遺構の下層から宮殿跡と見られる石敷遺構が確認され、これが「豊浦宮」である可能性が推測されている。⁽⁴⁷⁾ 古代において宮が寺に作り直された例は少なくない。「豊浦

宮」が「豊浦寺」に作り直された可能性も考えられよう。

これが史実であるか否かは俄かに断じることはできないが、『元興寺縁起』によれば、「豊浦寺」の来歴の伝承を「大々王後宮」→「桜井道場」→「豊浦寺」（建興寺）という順番で記しており、「大々王後宮」とは推古天皇の宮である豊浦宮をさすと考えられるので、少なくとも八世紀後半において豊浦宮を豊浦寺にしたという伝承の存在は認められる。⁽⁴⁸⁾ 八世紀後半においてかかる伝承の存在が認められるとすれば、仮に推古が「豊浦宮」で即位したことになると、「豊浦寺」の前身仏教施設である「豊浦堂」が既に登場しているにも関わらず、「豊浦堂」以前にしか存在しないはずの「豊浦宮」が登場することとなり、その伝承と齟齬をきたすことになる。そこで「小墾田宮」と改変したのであろう。

それでは何故「本記」において、「豊浦堂」が冒頭の崇仏論争の場面に登場するのであろうか。「豊浦堂」は『書紀』欽明期・敏達期の崇仏論争の記事には一切登場しない仏教施設である。「本記」が『書紀』の影響を受けていたことは後述するが、逆に『書紀』の崇仏論争と無関係に挿入されている「豊浦堂」の存在には何らかの意図があつたと見るべきであろう。ここで注目されるの

が義江明子氏の説である。氏は「『靈異記』全体の構想として、「豊浦堂」およびその後身の「豊浦寺」の語が想起させるものは、王権による仏教興隆を最初に主導的に担つた功績者としての敏達皇后⁵⁰推古天皇であり、それは奈良時代末という時期において人々に一定の信憑性を持つてうけとめられるものだつた」と指摘される。かかる指摘が認められるとすると、「本記」においては敏達の皇后である推古を崇仏論争に関わらせるために「豊浦堂」を中心的な舞台にしたと推測できる。

それでは何故、「本記」において、推古を崇仏論争に関わらせる必要があつたのであろうか。前節までの考察によれば、宇治大伴連氏の先祖の「宇遲古連公」は敏達⁵¹推古朝の人物とされていた。また「家譜」の強い影響を受けている「本記」は、その全体的内容についても「家譜」に見える系譜と同様に天皇への奉仕を示すものとして作成されたと推測される。また八世紀の宇治大伴連氏は、大伴宿禰氏の仏教信仰の影響を受けていた可能性が高い（後述）。八世紀後半に仏教を信仰していた宇治大伴連氏にとって、先祖の屋栖野古が同じく仏教を信仰し王権に奉仕していたことを記すことは重要なことであつたと思われる。推古は上記の諸条件に適合するだけ

でなく、「王権による仏教興隆を最初に主導的に担つた功績者」であった。宇治大伴連氏の先祖が供奉する天皇として最もふさわしかつたといえよう。

以上、「本記」において推古天皇の即位した宮が「小墾田宮」と記されたのは、宇治大伴連氏の先祖である大部屋栖野古が、推古天皇に供奉し推古と関わる「豊浦堂」を舞台とした崇仏論争において活躍し、その後も一貫して忠を尽くしたことによって高い冠位を得、大往生を遂げたとする、屋栖野古の顯彰譚を作成する過程で生じた矛盾（「豊浦宮」の後身であるはずの「豊浦堂」の登場後に、「豊浦宮」を記すこと）を解消するための改変と見られるのである。それでは、宇治大伴連氏は何の為にこのようなストーリーを作成する必要があつたのであろうか。次章で考察したい。

二 上巻第五「本記」の作成目的

(二) 「本記」と『日本書紀』

本節では「本記」と『書紀』の影響関係について見てみたい。「本記」の記事は『書紀』と比べると、細かい相違点はあるが、主たる内容は『書紀』の記述とほぼ一致する（表②参照）。第一に、聖德太子の没年である。

天寿國繡帳銘・法隆寺金堂釈迦像銘・聖德太子伝私記法起寺塔婆露盤銘は壬午年（推古三〇年）と記すのに対し、『書紀』・『靈異記』上五「本記」では辛巳年（推古二九年）と記している。第二に、厩戸皇子の立太子の記事についても完全に一致する（表②参照）。第三に、叙位の記事であるが、「本記」推古天皇二三年夏五月甲寅朔戊午条には「夏五月甲寅朔戊午。勅屋栖古連公曰。汝之功者長遠不忘。賜大信位。」とあり、「書紀」推古天皇一四年五月甲寅朔戊午条には「五月甲寅朔戊午、勅鞍作鳥⁽⁵²⁾曰、…此皆汝之功也。即賜大仁位。」とある。これは「書紀」の内容を短くし、「鞍作鳥」と「屋栖野古」、「大仁」と「大信」を入れ換えただけである。第四に、僧尼の検校と僧正等の任官記事である。「本記」推古天皇二年甲申夏四月条には、「天皇勅之曰。諾也。連公奉勅而檢之。僧八百卅七人尼五百七十九人也。以觀勒僧爲大僧正。以大信屋栖古連公與牽部德積爲僧都」とあるが、これと関わる「書紀」の記事二つを続けてしめそ。①

『日本靈異記』上卷第五の史的再検討——宇治大伴連氏の「本記」作成と大伴宿禰氏——

三九 (二五五)

部は引用者）②『書紀』同年秋九月甲戌朔丙子条「秋九月甲戌朔丙子、校寺及僧尼、具錄其寺所造之縁、亦僧尼入道之縁、及度之年月日也。當是時、有寺卅六所、僧八百十六人、尼五百六十九人、并一千三百八十五人。」（傍線部は引用者）。まず『靈異記』の記事は、一見して『書紀』の③と④の記事を順番を逆にして組み合わせたものと考えられる。③と④の記事と「本記」該當箇所とを比較してみると、「本記」は『書紀』の記事と異なり、「法頭」の任官記事と寺院検校の記事（傍線部）が見えないことが注目される。かかる事実は「本記」作成者は何らかの理由で、意図的に寺院検校に関する記事を省き、記載する内容を僧侶のみに限定したことを示している。

このようなことができるのは、「本記」作成者が『書紀』もしくはそれに近い史料を参考していたからであろう。また「本記」は屋栖野古が奏上した内容を示す「僧尼檢校應中置上座犯惡使斷是非。」を受けて、「僧八百卅七人尼五百七十九人也」と勅によつて検校した僧尼の人數を挙げ、つぎに「以觀勒僧爲大僧正。以大信屋栖古連公與牽部德積爲僧都」と僧正・僧都を任命したことを記している。一方『書紀』の記事は僧正と僧都と法頭を任命し、彼らによつて「檢校僧尼」と「校寺」が行われた

『書紀』	
欽明天皇14年5月戊辰朔条	夏五月戊辰朔、河内国言、泉郡茅渟海中、有梵音。震響若雷声。光彩晃曜如日色。天皇心異之、遣溝辺直、(此但曰直、不書名字、蓋是伝写誤失矣。)入海求訪。是時、溝辺直入海、果見樟木、浮海玲瓏。遂取而献天皇。命画工、造仏像二軀。
欽明天皇13年10月条	…是日、天皇聞已、歡喜踊躍、詔使者云、朕從昔來、未曾得聞如是微妙之法。然朕不自決。乃歷問群臣曰、西蕃獻仏相貌端嚴。全未曾有。可礼以不。蘇我大臣稻目宿禰奏曰、西蕃諸國、一皆礼之。豈秋日本、豈獨背也。物部大連尾輿・中臣連鎌子、同奏曰、我家之、王天下者、恆以天地社稷百八十神、春夏秋冬、祭拜為事。方今改拜蕃神、恐致國神之怒。天皇曰、宜付情願人稻目宿禰、試令礼拜。大臣跪受而忻悅。安置小墾田家。勸修出世業為因。淨捨向原家為寺。於後、國行疫氣、民致夭殘。久而愈多。不能治療。物部大連尾輿・中臣連鎌子、同奏曰、昔日不須臣計。致斯病死。今不遠而復。必當有慶。宜早投棄。懃求後福。天皇曰、依奏。 <u>有司乃以仏像、流棄難波堀江。復縱火於伽藍。燒燼更無余。</u> …
欽明天皇14年5月戊辰朔条	<u>今吉野寺放光樟像也。</u>
推古天皇即位前紀・冬12月己卯条	冬十二月壬申朔己卯、 <u>皇后即天皇位於豐浦宮。</u>
推古天皇元年夏4月己卯条	夏四月庚午朔己卯、 <u>立廐戶豐聰耳皇子、為皇太子。</u> …
推古天皇14年5月甲寅朔戊午条	<u>五月甲寅朔戊午、勒鞍作鳥曰、…此皆汝之功也。即賜大仁位。</u>
推古天皇14年是歲条	是歲、皇太子亦講法華經於岡本宮。天皇大喜之、 <u>播磨國水田百町施于皇太子。</u> 因以納于斑鳩寺。
推古天皇29年春2月己丑朔癸巳	<u>廿九年春二月己丑朔癸巳、半夜廐戶豐聰耳皇子命、薨于斑鳩宮。</u>
推古天皇32年夏4月戊申・戊午・壬戌条	<u>卅二年夏四月丙午朔戊申、有一僧、執斧毆祖父。</u> 時天皇聞之召大臣、詔之曰、夫出家者頓帰三寶、具懷戒法。何無憚忌、輒犯惡逆。今朕聞、有僧以毆祖父。故悉聚諸寺僧尼、以推問之。若事實者、重罪之。於是、集諸僧尼而推之。則惡逆僧及諸僧尼、並將罪。於是、百濟觀勤僧、表上以言、夫仏法、自西國至于漢、經三百歲、乃傳之至於百濟國、而僅一百年矣。然我王聞日本天皇之賢哲、而貢上仏像及內典、未滿百歲。故當今時、以僧尼未習法律、輒犯惡逆。是以、諸僧尼惶懼、以不知所如。仰願、其除惡逆者以外僧尼、悉赦而勿罪。是大功德也。天皇乃聽之。戊午詔曰、夫道人尚犯法。何以誨俗人。故自今已後、任僧正僧都、仍應檢校僧尼。壬戌、以觀勤僧為僧正。以鞍部德積為僧都。即日、以阿曇連(闕名)為法頭。
推古天皇32年秋9月丙子条	秋九月甲戌朔丙子、校寺及僧尼、具錄其寺所造之緣、亦僧尼入道之緣、及度之年月日也。當是時、有寺冊六所、僧八百十六人、尼五百六十九人、并一千三百八十五人。
(参)白雉2年7月	(右大臣、大紫冠) 馬飼 (号長德連、白雉二年七月薨)

表② 『靈異記』上5「本記」と『書紀』との比較表

「本記」	
敏達天皇之代	<p>敏達天皇之代。和泉國海中有樂器之音聲。如笛笙琴箜篌等聲。或如雷振動。晝鳴夜耀。指東而流。大部屋栖古連公聞奏。天皇嘿然不信。更奏皇后。聞之詔連公曰。汝往看之。奉詔往看。實如聞有當霹靂之楠矣。還上奏之。泊乎高脚濱。今屋栖伏願應造佛像焉。皇后詔。宜依所願也。連公奉詔大喜。告嶋大臣以傳詔命。大臣亦喜。請池邊直水田雕佛。造菩薩三軀像。居于豐浦堂。以諸人仰敬。</p> <p>然物部弓削守屋大連公。奏皇后曰。凡佛像不可置國內。猶遠退。皇后聞之。詔屋栖古連公曰。疾隱此佛像。連公奉詔。使水田直藏乎稻中矣。弓削大連公。放火燒道場。將佛像流難破壊江。徵於屋栖古言。今國家起災者。依隣國客神像置於己國內。可出斯客神像。速忽棄流乎豐國也。(客神佛神像也。)固辭不出焉。弓削大連。狂心起逆。謀傾窺便。爰天亦嫌之。地復懼之。當於用明天皇世而挫弓削大連。則出佛像以傳後世。</p> <p>命安置吉野竊寺而放光阿彌陀之像是也。</p>
皇后癸丑年春正月条	皇后癸丑年春正月。即位小墾田宮。卅六年御宇矣。
推古天皇元年夏4月己卯条	元年夏四月庚午朔己卯。立廢皇子爲皇太子。即以屋栖古連公。爲太子之肺腑侍者。
推古天皇13年夏5月戊午条	天皇代十三年乙丑夏五月甲寅朔戊午。勅屋栖古連公曰。汝之功者長遠不忘。賜大信位。
推古天皇17年己巳春2月条	十七年己巳春二月。皇太子詔連公而遣播磨國揖保郡内二百七十三町五段餘水田之司也。
推古天皇29年辛巳春2月条	廿九年辛巳春二月。皇太子命薨于斑鳩宮。屋栖古連公。爲其欲之出家。天皇不聽。
推古天皇32年甲申夏4月条	四八年甲申夏四月有一大僧。執斧毆父。連公見之。直奏之白。僧尼檢挾應中置上座犯惡使斷是非。天皇勅之曰。諾也。連公奉勅而檢之。僧八百卅七人尼五百七十九人也。以觀勒僧爲大僧正。以大信屋栖古連公與臺部德積爲僧都。
推古天皇33年乙酉冬12月8日条	卅三年乙酉冬十二月八日。連公居住難破而忽卒之。屍有異香而粉馥矣。天皇勅之七日使留。詠於彼忠。逕之三日。乃蘇甦矣。語妻子曰。有五色雲。如霓度北。自而往其雲道。芳如雜名香。觀之道頭有黃金山。即到炫面。爰薨聖德皇太子待立。共登山頂。其金山頂居一比丘。太子敬禮而曰…。
孝德天皇世6年庚戌9月	孝德天皇世六年庚戌九月。賜大花上位也。春秋九十有餘而卒矣。

※傍線部は『書紀』と対応する部分。括弧書きは細注部分。

という内容である。つまり「本記」では屋栖野古が勅を受けて僧尼の検校を行なつた功績によつて、屋栖野古が僧都に任命されたと記されているのである。恐らく「本記」作成者は屋栖野古が僧都に任命される根拠が必要と考え、「書紀」の記事を入れ替えたと推察される。なお「本記」という“家記”と見られるものの名称については、推古二八年是歳条に「是歲、皇太子嶋大臣共議之、錄天皇記及國記、臣連伴造國造百八十部并公民等本記。」（傍線部は引用者）とあり、本条から付けられた可能性が考えられる。

以上、「書紀」と「本記」との比較から、「本記」が『書紀』の影響を強く受けているとともに、屋栖野古を讃えるための意図的な改変を行なつていたことが明らかとなつた。したがつて『書紀』との比較から、八世紀後半に宇治大伴連氏が「本記」を作成するにあたり、先祖である屋栖野古を称えるという明確な目的をもつていたことを指摘できよう。

(二) 屋栖野古の居地・冠位と大伴宿禰氏

本節では、「本記」中の「書紀」と対照関係にない二つの記事を検討していきたい。一つは、「卅三年乙酉冬

十二月八日連公居住難破而忽卒之。屍有異香而翻馥矣。

天皇勅之七日使留。詠於彼忠。」（傍線部は引用者）である。屋栖野古が晩年、難波に居住していたことがわかる。前田晴人氏は、難波津が「八十伴雄」の共同の機関とする意識が伝統的に培われていた地であるとともに、畿内地域の各所に分散していた、王権の政治的要請に基づいて新たに確保した大伴氏の拠点の一つであり、その時期としては、六世紀中葉以降に求められるとする。⁽⁵³⁾ここで『家譜』をみると、宇治大伴連氏の先祖である「宇遲古連公」は金村大連公の五番目の子として記されている。

また屋栖野古は、上五の冒頭において「宇治大伴連等先祖」と記されながら、「本記」中に“宇治大部屋栖野古”とは一度も記されず、一貫して「大部屋栖野古」と記されている。「贊」においても「善哉大部氏」と記され、“善哉宇治大部氏”と記されていない。かかる事実から、屋栖野古を「難波」で卒した人物として記した「本記」作成者の意図が、“宇治大伴連氏の先祖は大伴宿禰氏の人物である”ことを示すことにあつたと指摘できる。

二つめは「孝德天皇世六年庚戌九月。賜大花上位也。春秋九十有餘而卒矣。」である。「本記」では屋栖野古の

没年は定かでないが、大花位の冠位を賜つた孝徳天皇六年（白雉元年・六五〇年）につづけて「春秋九十有餘而卒矣」とあることからすれば、六五〇年をそれほど下らない時期であることが予測される。また注意したいのは、屋栖野古の極位である「大花上位」という冠位である。

大花上は冠位十二階制の大徳に対応する冠位と見られ、

大夫層に与えられる冠位であった。⁽⁵⁴⁾つまり前述の卒した場所や「贊」・本文中の氏族名と同様に、大伴宿禰氏を意識した冠位となつてゐるのである。そこで、大伴宿禰氏で屋栖野古と同時代に活躍した人物を見ると（表①参考照）、『書紀』には皇極朝・孝徳朝にかけて活躍した人物として大伴連馬飼（長徳）がいる。大化五年四月甲午条に「於小紫大伴長徳連（字馬飼）授大紫、為右大臣。」⁽⁵⁵⁾（括弧内は割注）とあり、大夫層の官位を授けられてゐる。注目に値するのは、馬飼（長徳）の薨年は『伴氏系譜』と『公卿補任』に一致して「白雉二年七月薨」と具体的な年月が見え、それが屋栖野古の卒した白雉元年直後に極めて近いことである。この馬飼（長徳）は、『続紀』大宝元年正月己丑条の大伴宿禰御行の薨伝に「大納言正広參大伴宿禰御行薨。帝甚悼惜之。遣直広肆榎井朝臣倭麻呂等。監護喪事。遣直広壱藤原朝臣不比等等。就

第宣詔。贈正広式右大臣。御行難破朝右大臣大紫長徳之子也。」（傍線部は引用者）、「続紀」和銅七年五月丁亥条の大伴宿禰安麻呂の薨伝に「大納言兼大將軍正三位大伴宿禰安麻呂薨。帝深悼之。詔贈從二位。安麻呂難波朝右大臣大紫長徳之第六子也。」（傍線部は引用者）、「続紀」天平三年七月辛未条の大伴宿禰旅人の薨伝には「大納言從二位大伴宿禰旅人薨。難波朝右大臣大紫長徳之孫。大納言贈從二位安麿之第一子也。」（傍線部は引用者）と記され、「氏上」を輩出し、八世紀前半の大伴宿禰氏の中でも中心的な「家」の祖先と言うべき人物であった。中村英重氏は「古代では律令国家のおこる七世紀後半から家の形成・成立がはじまり、やがて七二〇年代頃から家の継承へという段階に以降していく。家の継承に関連する「家業」「家道」など生業の継承、「祖名」「家名」など名声・荣誉の継承、家牒・本系帳など系譜の継承、これらを通した継承観念は、早いものでは七二〇年代頃から生成せられ、遅くとも八世紀中葉には一通りの継承観念は成立していた」と指摘される。また東野治之氏は大伴氏の「佐保大伴家」が、令制に定める「家」の組織とは別に、大伴旅人→大伴坂上郎女→大伴家持と継承されていたことを明らかにしている。⁽⁵⁷⁾ちなみに別系統の大

伴宿禰氏の人物では、『続紀』天平勝宝元年閏五月壬戌条の大伴宿禰牛養の薨伝に「中納言正三位大伴宿禰牛養薨。大徳昨子連孫。贈大錦中小吹負之男」として長徳の父とされる「昨子連」をあげる。御行や安麻呂も同じく「昨子連孫」であるのに「昨子連」については記されていない。これは、御行、旅人に至る家系にとつて長徳（馬飼）こそが「家門」の祖と考えられていた可能性を示していよう。また屋栖野古は仏教を信仰していたが、『東大寺要録』卷第六を見ると、「永隆寺（字伴寺）右寺。大伴安磨大納言之建立也。飯高天皇代。養老二年。奈良坂東阿古屋谷。立永隆寺。同五年辛酉三月廿三日。奈良坂東谷。般若山之佐保河東山改遷立之。」（傍線部は引用者）と見え、八世紀代には「大伴寺」という寺が存在し、その建立者は長徳（馬飼）の子である安麻呂であったことがわかる。中村英重氏は「氏寺は九世紀初めに成立を見るものであつて、飛鳥期から律令国家期に及んで氏寺と呼称されてきた寺院は、実際は「家寺」ないし知識寺とみるべきものである。」と指摘される。寺院の立地も「佐保河東山」と記され、「佐保大伴家」と近い位置関係にあつたと考えられることからすれば、「大伴寺」は長徳（馬飼）を祖とする「家門」の「家寺」であつた

可能性がある。屋栖野古が熱心な仏教信仰者として描かれた理由の一因もこのような大伴宿禰氏との仏教信仰に宇治大伴連氏が影響を受けていたためと推測される。以上の諸点から、『靈異記』上五「本記」の屋栖野古伝作成に際して、宇治大伴連氏と大伴宿禰氏の長徳（馬飼）を祖とする「家門」との関係から、大伴連長徳（馬飼）に関わる史料が用いられた可能性を推断したい。先に示した大伴連長徳の薨去の年などは大伴宿禰氏の「家記」などを参照しなければ到底知ることはできないと思われる。なお屋栖野古の極位である大花上は、皇極・孝徳朝に唯一冠位を与えられた大伴連馬飼の冠位である「小紫」・「大紫」の一つ下の冠位であることは、あえて長徳よりも低い冠位にした可能性がある。したがつて宇治大伴連氏が「本記」を作成するにあたり、先祖を大伴宿禰氏の人物として記そそうとしたとすれば、『書紀』や大伴宿禰氏の系譜（『家譜』）に加え、大伴宿禰氏の「家記」などを参照した蓋然性が高いといえよう。

（三）「本記」における「贊」と宇治大伴連氏

最後に上五「本記」の末尾に付されている「贊」について触れておきたい。前述のように「贊」は説話末に付

される結語（説示）の一形態で説話の内容を要約したも
のとされている。上五の「贊」には、「贊曰、善哉大部
氏、貴仙儻法、澄情効忠、命福共存、逕世无夭。武振万
機、孝繼子孫。」（論評して言う、賢明善良なるかな、大
部の氏よ。君は仙を尊び、仏法に親しんで、心は清らか
に、忠誠を尽くし、天寿と幸運をともに保ち、寿命を全
うして途中で早逝することがなかつた。武勇は天皇の政
務を救い、天皇に尽くした忠誠と功績は子孫に受け継が
れている⁽⁶⁰⁾）と記されている。これまでの考察によつて、
「武振万機」という語句が説話に見られない内容であり、
『家譜』との比較から原史料にあつた部分が残存したも
のと考えられること、また「善哉大部氏」という歎辞が
大伴宿禰氏を意識して記されたことを指摘した。しかし
「善哉大部氏」という文言の解釈は、「贊」の内容があく
まで主人公である大部屋栖野古個人についてであること
から、この歎辞に見える「大部氏」をただちに氏族名と
解釈することには異論もあるう。そこでまず『靈異記』
の「贊」における全体的傾向を見ておきたい（表③参
照）。『靈異記』の「贊」は「○哉…」という歎辞を冒頭
に記すことが特徴的であるが、第一に、歎辞に続いて記
されている人物が「老師」（上六）・「糸子」（上一四）・

「貞婦」（上三三）・「金鷲行者」（中一二）・「禪師」（下
二）・「彼二目盲者」（下一二）と明らかに個人である例
が全体の約三分の一を占める。第二に、歎辞に続いて記
される対象に氏族名を含むものがあるが、そのうち、中
四二の「海使氏長母」（傍線部は引用者）、下三〇の「三
間名干岐之氏大德」（傍線部は引用者）の二例は、氏族
の中の何者であるかを明示し、氏族の中の個人を指す表
現と見られる。前の六例にこの二例を加えると、「贊」
全体の約半分以上を占めるが、いずれも個人を称えてい
ることが明らかである。すなわち『靈異記』の「贊」の
冒頭の表現に個人名を記すことを敢えて避けようとする
傾向は見受けられない。また第三に、下三〇では「三間
名干岐之氏」（傍線部は引用者）、上一八では「日下部之
氏」（傍線部は引用者）とあり、氏族名と「氏」の間に
「之」を記す例が見られる。これは「氏」という集団を
意識した表記である。かかる事例は、歎辞の部分に主人
公の属する氏族名を記す意識が存在したことを示唆して
いる。第四に、氏族名を記した歎辞をもつ「贊」には、
「孝繼子孫」（上五）・「美名伝後」（上一八）・「美譽長
伝」（上二五）など子孫を意識した表現があることが特
徴的である。ここで、上五の「贊」の「孝繼子孫」とい

8	中2	標題	見烏邪淫厭世修善緣 第二	C
		説示	夫將大炬時、先備蘭松。將雨降時、兼潤石坂。示烏鄙事、領發道心。先善方便、見苦悟道者、其斯謂之矣。欲界雜類、鄙行如是。厭者背之、愚者貪之。	
		説示(贊)	贊曰、可哉血沼主氏。瞰烏邪姪厭俗塵。背浮花仮趣常淨。身勤修善祈惠命。心尅安養期解脫。是世間異秀厭土者也。	
9	中21	標題	攝神王蹲放光示奇表得現報緣 第廿一	A
		説示(贊)	贊曰、善哉金鷲行者。信燧攢東春、熟火炬西秋。蹲光扶感火、人皇慎驗瑞。	
		説示	誠知、願無不得者、其斯謂矣。	
10	中42	標題	極窮女憑敬千手觀音像願福分以得大富緣 第四十二	B
		説示	閻委、是咸觀音所賜。	
		説示(贊)	贊曰、善哉海使氏長母。朝視飢子、流泣血淚。夕燒香燈、願觀音德。應錢入家、減貧窮愁。感聖留福、流大富泉、養兒飽發、衣苑。	
		説示	晰委、慈子來祐、買香得福。	
		説示	如涅槃經說。母慈子。因自生梵天者、其斯謂之矣。斯奇異之事矣。	
11	下1	標題	憶持法花經者舌著曝髑髏中不朽緣 第一	A
		説示	諒知、大乘不思議力、誦經積功驗德也。	
		説示(贊)	贊曰、貴哉禪師。受血肉身、常誦法華、得大乘驗。投身曝骨、而髑髏中、著舌不爛。是明聖也、不凡矣。	
12	下4	標題	沙門誦持方廣大乘沈海不溺緣 第四	A?
		説示	誠知、大乘威驗、諸佛加護。	
		説示(贊)	贊曰、美哉不擧彼惡、猶能忍之。寔斯法師、鴻立忍辱高行。	
		説示	所以長阿含經云、以怨報怨、如草滅火。以慈報怨、如水滅火、者、其斯謂歟矣。	
13	下10	標題	如法奉寫法華經火不燒緣 第十	C
		説示	諒知、河東練行尼、所寫如法經之功茲顯、陳時王与、謁經免火難之力再示。	
		説示(贊)	贊曰、貴哉榎本氏。深信積功、寫一乘經。護法神衛、火呈靈驗。是不信人改心之能談。邪見人輟惡之願師矣。	
14	下12	標題	二目盲男敬称千手觀音日摩尼手以現得明眼緣 第十二	A
		説示(贊)	贊曰、善哉彼二目盲者。現生開眼、遠通太方。捨杖空手、能見能行。	
		説示	誠知、觀音德力、盲人深信也。	
15	下30	標題	沙門積功作仏像臨命終時示異表緣 第卅	B
		説示(贊)	贊曰、嗟呼慶哉、三間名干岐之氏大德。內密聖心、外現凡形。著俗触色、不染戒珠。臨沒向西、走神示異。	
		説示	誠知、是聖。非凡矣。	

表③ 『靈異記』における「贊」

	縁	項目	史料	分類
1	上5	標題	信敬三宝得現報縁 第五	C
		説示(贊)	贊曰、善哉大部氏、貴仙儂法、澄情効忠、命福共存、逕世无夭。武振万機、孝繼子孫。	
		説示	諒委、三宝驗徳、善神加護也。	
		説示	今惟推之、逕之八日、逢鋸鋒者、当宗我入鹿之乱也。八日者八年也。妙徳菩薩者文殊師利菩薩也。令服一玉者、令免難之薬也。黃金山者五台山也。東宮者日本国也。還宮作仏者、勝宝応真聖武大上天皇生于日本国、作寺作仏也。爾時並住行基大徳者文殊師利菩薩反化也。是奇異事矣。	
2	上6	標題	遯憑念觀音菩薩得現報縁 第六	A
		説示	誠知、觀音威力。難思議矣。	
		説示(贊)	讚曰老師、遠學遭難。將歸无由。濟渡憶聖、椅上聾威。化翁來資、別後遄翳。因儀常礼、其役不輟。	
3	上14	標題	僧憶持心經得現報示奇事縁 第十四	A
		※説示	即是心波若經不思議也。	
		説示(贊)	贊曰、大哉釈子。多聞弘教、閉居誦經。心廓融達。所現玄寂。焉為動搖。室壁開通、光明顯耀。	
4	上18	標題	憶持法花經得現報示奇事縁 第十八	C
		説示(贊)	贊曰、善哉日下部之氏。讀經求道、過現二生、重誦本經。現孝二父、美名伝後。是聖非凡。	
		説示	誠知。法花威神、觀音驗力	
		説示	善惡因果經云、欲知過去因、見其現在果。欲知未來報、見其現在業者、其斯謂之矣。	
5	上22	標題	勤求学佛教弘法利物臨命終時示異表縁 第廿二	C
		説示	定知、必生極樂往生。	
		説示(贊)	贊曰、船氏明徳、遠求法藏。是聖非凡。終沒放光。	
6	上25	標題	忠臣小欲知足諸天見感得報示奇事縁 第廿五	C
		説示	諒是、忠臣之至。徳儀之大。	
		説示(贊)	贊曰、修々神氏。幼年好学。忠而有仁。潔以無濁。臨民流惠。施水塞田。甘雨時降、美譽長伝。	
7	上33	標題	妻為死夫建願因絵像有驗不焼火示異表縁 第卅三	A
		説示?	此乃婦人、其感所祐乎哉。	
		説示(贊)	贊曰、善哉貞婦。追遠報恩。迄秋設会。誠知其敦。炎火雖烈、尊像不焚。上天所祐。知復何論。	

分類 A：歎辞の後に個人名を記す

B：歎辞の後に氏族名+個人名を記す

C：歎辞の後に氏族名を記す

う文言の意味を考えてみたい。「孝」とは一般的には祖先や父母に対する供養・孝養を意味するが、古代中国では、春秋戦国時代から父に対する孝と君主に対する忠の関係のあり方については議論があり⁽⁶¹⁾、官僚制・中央集権体制が進んだ戦国末期に成立し漢の教化の手段とされた『孝經』では、「本来孝道の尽くさるべき対象であり、孝道の実践者にとって最高の権威であった父は第二義的なものにな」り、「孝道には直接の関係のなかつた君主の権威がこれに優越することとな」つたとい⁽⁶²⁾。水谷千秋氏は『書紀』に見える「孝」のあり方は『孝經』的な孝の思想を示すと指摘される⁽⁶³⁾。『靈異記』上五の「贊」では、「孝繼子孫」の前に「澄情効忠」とあり、後述する孝のあり方も「天皇に供奉することによって得た功績」であるから、全体的に『書紀』と同様に『孝經』的な孝のあり方を継承しているとみなせよう。秦漢の交代期から漢初に成立したとされる『中庸』には孔子の言葉として「夫孝者、善繼人之志、善述人之事者也」とあり、「そもそも、眞の孝とは、父祖のなそうとした志、基を築いた事業を善く継承し完成すること、そのことをいうのである」と解釈される⁽⁶⁴⁾。つまり『中庸』における「孝」は「先祖の志を継ぐ」⁽⁶⁵⁾という意味を示しているの

である。上五の「贊」における「孝」とは子孫に継承されるものであるから、この意味とみて大過ない。長谷部将司氏は、和氣朝臣氏の祖先伝承を含んでいる、いわゆる「和氣真綱上表文」（『類聚国史』仏道七諸寺・天長元年九月壬申条）の考察の中で、上表文の「父構子終。謂之大孝」という文言から、孝の意味が「真綱による清麻呂の偉業の継承」であつたことを指摘される⁽⁶⁶⁾。すなわち「本記」作成の目的として、最終的には天皇に供奉した先祖の偉業を顕彰するとともに、屋栖野古の天皇に対する忠誠の志や功績を、子孫^{II}「宇治大伴連等」が継承していることを宣言するという目的があつたのである。恐らく前に大伴大田宿禰氏の「家譜」に見えた、「功流後代」という主張とそれに基づく権威の高揚も、同様の意味を持っていたと見られよう。

以上を踏まえた上で、上五「本記」の「贊」の「善哉大部氏」という表記の意味について、一・二章の考察内容を含めてまとめてみたい。これまで見たように、「本記」の内容は大伴宿禰氏と結んだ同祖同族関係系譜に強く影響を受けたものであった。二章の考察から、宇治大伴連氏は先祖の「屋栖野古」を大伴宿禰氏の人物として

描き、宇治大伴連氏が「大部氏」と同族であることを強く主張していたことが明らかとなつた。したがつて、上五の「贊」に見える「大部氏」という氏族名は、「贊」の内容が「屋栖野古」個人について記されているからと云つて「屋栖野古」個人に収斂される性格のものではなく、「孝繼子孫」という文言の意味からも、宇治大伴連氏の先祖の屋栖野古とその忠誠の志と功績を継承している子孫が、『大伴宿禰氏と同族である』ことを主張するために記されたものと指摘できるのである。

おわりに

これまで考察してきたことをまとめるとつぎの通りである。

第一章では『靈異記』上五の「本記」と『家譜』とを比較し、「本記」が『家譜』から大きな影響を受けていることから、『靈異記』上五は原史料の存在した説話と断定でき、「本記」が八世紀後半における大伴宿禰氏と宇治大伴連氏との「交通」（交流）の上で作成されたことを論じた。第一節では『家譜』の同祖同族関係系譜の存在は、紀伊国大伴系同族と大伴宿禰氏との間に「交通」（交流）があつたことを示す証左であることを確認

した。また『家譜』に見える「宇遲古連公」は宇治大伴連氏の「伝承上の祖」であり、「本記」に見える「屋栖野古」は宇治大伴連氏の「現実的祖」と理解できることを指摘した。そして紀伊国大伴系同族の八・九世紀の動向についても検討を加え、大伴系同族の中でも大伴大田連氏は、八・九世紀を通じて大伴宿禰氏との関係を強化し、系譜の改変・改姓を経て、最終的に同族となつたことを指摘した。第二節では、『靈異記』上五の「本記」が（一）『靈異記』の連系氏族の説話中で唯一使用されている「連公」という尊称形式、（二）敏達・推古朝という説話の時代設定、（三）「贊」に見える「武振万機」の内容について、『家譜』の強い影響を受けていたことを指摘した。第三節では、（一）「本記」作成者は「勅」と「詔」という会話表記の書き分けによつて推古天皇とそれ以外の皇族を厳密に区別していくこと、（二）推古の即位した宮を「小墾田宮」と記したのは、推古と関わる仏教施設「豊浦堂」を舞台とする崇仏論争において、先祖の屋栖野古が活躍するストーリーを作成するためであつたこと、（三）「本記」のストーリー上、一貫して屋栖野古が奉仕していたのは推古天皇であつたこと、（四）屋栖野古は「太子之肺腑侍者」と記されているが、

聖德太子についての記述は原史料以後の作為の跡が読み取れること、の四点を指摘した。したがつて上五「本記」は、第一義的に推古天皇に生涯忠を尽くし供奉した屋栖野古の顯彰譚として作成されたと理解できる。また前述の諸点から、「本記」が『家譜』の大伴系同族系譜を参照の上で作成されたことを明らかにした。

第二章では、「本記」の作成目的が、宇治大伴連氏の先祖の屋栖野古を顯彰することにより、その功績が子孫に継承され、宇治大伴連氏が「大伴宿禰氏と同族である」ことを主張することにあつたことを考察した。第一節では「本記」は『書紀』の影響を細部にわたり受け、屋栖野古を讃えるための意図的な改変が行われていることを指摘した。第二節では、（一）屋栖野古が「難波」で卒していること、（二）屋栖野古の極位が「大花上位」であり、いわゆる大夫層の冠位を受けられていること、（三）屋栖野古の卒年が皇極～孝徳朝に活躍した大伴連長徳と極めて近く、また長徳を祖とする「家門」が宇治大伴連氏と同様に仏教信仰をしていたことなどから、屋栖野古伝作成の史料として大伴宿禰氏の「家記」を見ていた可能性が高いこと、（四）「贊」でも「善哉大部氏」（傍線部は引用者）とあること、以上の四点から、

屋栖野古は宇治大伴連氏の先祖でありながら、「本記」の中で一貫して大伴宿禰氏の人物として描かれ、金村の五男として記す『家譜』の内容と一致することを明らかにした。以上の諸点から『家譜』の存在と並び、「本記」の作成過程からも「家記」や氏族伝承のやりとりを含む宇治大伴連氏と大伴宿禰氏との「交通」（交流）が推定される。第三節では、上五の「贊」について論じた。「孝繼子孫」の意味から「本記」作成の目的が最終的に宇治大伴連氏が「大伴氏である屋栖野古」の功績と系譜の継承の喧伝にあつたことを明らかにしたことにより、「善哉大部氏」という歎辞と氏族名については、「贊」が主人公の「屋栖野古」を讃えているとしても、その内容は「屋栖野古」個人に収斂される性格のものではなく、「大部氏」を讃えているとみるべきであり、「大部氏」を氏族名と考えるべきことを指摘した。

以上の考察から、『靈異記』上五の「本記」が、中央豪族である大伴宿禰氏と地方豪族である宇治大伴連氏の「交通」（交流）の結果として作成されたことが明らかになつた。近年、在地の仏教における官大寺僧や国分寺僧の「交通」（交流）の役割が重視される傾向にある。確かにそれは一面の事実であると思われるが、本稿で指摘

したことから言えれば、地方豪族と中央豪族間の主体的な「交通」（交流）も、在地の仏教を考える上で、無視できないものであったといえる。今後の在地の仏教の研究は、官大寺僧や国分寺僧のみならず、中央豪族と地方豪族、更には、在地寺院の僧侶や「遊行の僧」も含めた多様で複雑な「交通」（交流）によつて、在地の仏教信仰世界が形成されてきたことを考慮する必要があろう。

最後に、本稿の考察から指摘できる郡領氏族レベルの仏教の特徴についてまとめておきたい。

第一は天皇（王権）に奉仕・供奉する一手段としての側面があげられる。「本記」の中では屋栖野古自身の個人的な仏教信仰と読み取れる部分は、いわゆる崇仏論争の場面において霹靂に当たつた楠から仏像を作りたいと敏達皇后（＝推古）に願つたことくらいで、推古朝になつてからは個人的な仏教信仰を示す記述は皆無である。注目されるのは、聖德太子が薨した時に「屋栖古連公為其欲之出家。」⁽⁶⁹⁾ とあることである。屋栖野古にとつて出家も王権に奉仕するための一手段に過ぎなかつたことを如実に示していると言えよう。従来の研究においても「天皇の奉為」に仏教信仰がなされていたという指摘はあるが、いずれも『書紀』に見える七世紀後半の中央氏族や

一部の渡来系氏族を中心とした考察であつて、八世紀の郡領氏族レベルにこのような傾向があつたことはあまり指摘されていない。「本記」の内容は八世紀後半において天皇に奉仕する手段として仏教信仰が有効性をもつと郡領氏族レベルにおいて観念され、且つ天皇（王権）の宗教と認識されていたことを物語つてゐる。上五の「贊」の中に「貴仙儻法、澄清効忠」とあるが、「効忠」の直前の「澄清」は上五の冒頭文で「天年澄清。重尊三寶」（傍線部は引用者）と見え、仏教信仰と密接に繋がる表現である。すなわち「本記」では仏教信仰と天皇への供奉が一体化して捉えられてゐるのである。また上五「本記」における「孝」は「忠」と矛盾せず仏教信仰を媒介とした王権への奉仕を示す言葉であつた。したがつて王権への「忠」と一体化した仏教信仰のあり方が指摘できよう。八世紀後半は聖武朝から孝謙・称徳朝の時期にあたり、各階層への王権による仏教の影響が強まつた時期であり、そのような状況において、郡領レベルの地方豪族層においては王権への奉仕の手段として認識されていたと思われる。

第二に、先祖の王権への功績を強調することによつて、子孫の在地社会での地位を強化する側面があげられる。

「本記」の作成には、先祖の偉業＝先祖の王権に対しても功績、を現在継承している子孫＝「宇治大伴連等」を称えるという目的があつた。先祖には「血すぢ。最初の人。始祖。元⁽⁷⁰⁾祖。」、という意味があるが、少なくとも郡領氏族レベルの地方豪族においては、王権に対して功績を残した先祖がとりわけ重要であつたと考えられる。先祖供養によつて得られる現世利益とは、具体的に言えば、子孫が王権や中央豪族などと繋がりを強め、在地社会においても強い影響力を發揮することにあつたと思われる。これまでの在地の仏教の研究史においては、写経跋語にみえる「七世父母」「現在父母」など古代中国・朝鮮の影響を受けている用語の分析が中心になされ、主として祖靈追善などの宗教的側面が注目されてきたが、「本記」の作成目的の考察によつて明らかにしたように、奈良末から平安初期における在地豪族の仏教は、宗教的側面と不可分に結びついていたと思われる政治的側面、すなわち在地支配のための手段として利用することもまた重要な側面であつたといえる。『靈異記』には先祖の功績を記していると見られる説話は他にも見られる。郡領氏族の説話では、上七に「備後三谷郡大領之先祖」（傍線部は引用者）、上一七に「伊予国越知郡大領之先祖越

智直」（傍線部は引用者）の一話がある。上一七は、「越知郡大領之先祖」が天皇に郡を立てて仕えることを請い、「建郡造寺」したという奉事の根源を記した説話であり、最後に「自時迄乎今世、子孫相続帰敬」（傍線部は引用者）と子孫に仏教信仰が継承されたことについて記されていることも含めて、上五との類似性が認められる。一方『堂』を建立する階層においても、下一七には沙弥信行の宗教者としての業績を顕彰する説話がある。そこには「沙弥信行者、紀伊国那賀郡弥氣里人、俗姓大伴連祖是也。」（傍線部は引用者）と記され、信行が「大伴連」の「祖」であったことがわかる。『東大寺諷誦文稿』の二七八行目には「此堂大旦主先祖建立（横に「本願」とあり）」（傍線部は引用者）とあり、檀越を称える（「貴哉檀越」）法会において、先祖の「本願」について語られたことが指摘できる。既に『靈異記』説話の原史料は『東大寺諷誦文稿』から窺えるような法会の場で使われた可能性が指摘されている。この推測が認められるとすれば、八世紀後半の在地社会において、先祖の功績を讃えることによつて、その功績や系譜を継承している子孫の、在地社会における権威を高めようとする在地仏教のあり方が存在した可能性を認めることができる。⁽⁷¹⁾

第三に、中央豪族と地方豪族の関係性を強化する側面があげられる。本稿の考察から、大伴宿禰氏と宇治大伴連氏の「交通」（交流）により、「家記」や氏族伝承の部分的な共有化がなされたと推定されるが、それらを取り入れて作られた「本記」が仏教的な伝承として作成されたことは注目される。これは八世紀代における聖武朝、

孝謙・称徳朝の仏教政治の影響も考えられるが、直接的には大伴連長徳を祖とする「家門」が仏教信仰をしていたことによるものであろう。「本記」の内容が、屋栖野古という祖名以外、宇治大伴連氏の独自性が全く見られない。このことは、元来、宇治大伴連氏が独自の仏教的な氏族伝承を所有しておらず、仏教信仰に必ずしも積極的でなかつたことを推測させる。つまり宇治大伴連氏が大伴宿禰氏との関係を強化するために仏教信仰を取り入れた可能性は高いといえよう。地方豪族にとっては仏教信仰を受容することが中央豪族との関係性を強化するための一手段となつていた可能性が認められるのである。

大伴大田連氏は紀伊國の大伴系同族の中には大伴宿禰氏と結びつくことによつて、政治的な地位の上昇を志向していたが、宿禰を賜姓された人物の名が「沙弥麿」であり仏教信仰が窺える。宇治大伴連氏と同様の可能性が認められよう。

従来、地方豪族の仏教については、祖先信仰をもとにする共同体の結合強化の側面が強調されてきたが、前述の天皇（王権）に供奉する手段としての側面や、中央豪族との結びつきを強化しようとする側面など、より多様な政治的側面があつたことを指摘することができよう。

本稿における考察は以上に尽きるが、これまで述べてきたような在地の仏教が八世紀後半における紀伊国の中情勢の中でいかに展開していくか、という問題については十分論じることができなかつた。今後の課題といふ。

註

- (1) 拙稿「『日本靈異記』における仏教施設と在地仏教」
『史学』第七二巻第一号、二〇〇三年)。この論文において、寺には広義と狭義の意味があり、広義の「寺」は狭義の「寺」と狭義の「堂」を含む、仏教施設全体をさす総称であり、狭義の「寺」は、狭義の「堂」と階層的に区別される仏教施設であることを指摘した。なお、この論文では、狭義の「寺」を「寺」、狭義の「堂」を「堂」と表記していたが、史料名・書名との兼ね合いから、今後は本稿の表記を用いることとする。

- (2) 拙稿「『日本靈異記』の史料的特質と可能性」『日本

『靈異記』の化牛説話を中心として——」(『歴史評論』第六六八号、一九〇〇五年)。

鈴木景一「都鄙間交通と在地秩序—奈良・平安初期の
仏教を素材として—」（『日本史研究』三七九号、一九九
四年）。川尻秋生「寺院と知識」（『列島の古代史3 『社会
集団と政治組織』』岩波書店、二〇〇五年）。ただし、こ
の視点については、早く蘭田香融氏・高取正男氏によつ
て指摘されている（蘭田香融「古代仏教における山林修
行とその意義」『平安佛教の研究』法藏館、一九八一年、
初出は『南都佛教』四号、一九五七年。高取正男「奈

良・平安初期における官寺の教団と民間仏教』『民間信仰史の研究』法藏館、一九八二年、初出は一九六七年)。

(4) 速水脩『日本仙教史』古代(吉川弘文館一九八六)など。

(5) 最近、竹本晃氏は、中央豪族について、氏族内部には中心となる「本宗」氏と複姓諸氏があるという通説的理解を批判し、「特定の本宗」はおらず、複姓諸氏こそが一つの大きな単位の氏を構成する主体そのもの」（〔律令成立期における氏族制——八色の改姓を中心に〕）『ヒストリア』第一九三号、二〇〇五年、三六頁）と指摘された本稿における大伴宿禰氏とはそのような「一つの大きな単位の氏を構成する主体」全体（竹本説による「族」）をさす表現として用いる。

上五に關する研究としては、本稿で引用する論文以外では、小島瓊禮「日本靈異記の大部連公本紀」（国学院雑誌）第七六卷一一号、一九七五年）、丸山顯徳「漂着靈

木説話」（『日本靈異記説話の研究』 桜楓社、一九九二年）同「日本靈異記」におけるオーラル・コンポジション「上巻第五縁を通してー」（『国文学論究』 第二三号、一九九五年）、守屋俊彦「日本靈異記上巻第五縁小考ー比蘇寺縁起との交渉ー」（『日本古代の伝承文学』 和泉書院、一九九三年）、山口敦史「仏教東漸と阿育王伝承ー日本靈異記上巻第五縁『吉野寺縁起』の思想ー」（『日本文学』 第四三号、一九九四年）、寺川眞知夫「仏像靈異譚の伝来と変容」（『日本國現報善惡靈異記の研究』 和泉書院、一九九八年）など多数。

藤井由紀子氏は、上五「本記」について、「日本仏教の象徴である太子にまつわる説話だからこそ、仏教説話集である本書において他説話に比してより強く景戒の編纂意識が発露されたのではないかとも考えられ、たとえ「本記を案ふるに曰はく」というような形で原拠史料の存在を明示するとしても、現存史料を見るかぎり、他の史料には一切引かれないこの「本記」の存在に拘泥することは、景戒が「案ふる」と表現した真意を見逃してしまうことになるのではないだろうか。」（『日本靈異記』と聖德太子』『日本靈異記を読む』吉川弘文館、二〇〇四年二四一頁）と述べられているが、筆者は「本記」という名称については『日本書紀』などの影響の可能性が想定され（本稿第二章）、他にも景戒の手が加わったと推測される部分があつたと思われるものの（本稿第一章）、原史料の存在については認められると考える。

川弘文館、一九八二年、初出は、「日本靈異記」一題】『弘

前大学国史研究』三一号、一九六一年、「日本靈異記雑考」—素材、成立事情】】『弘前大学国史研究』四〇号、一九

六五年、「顯錄して流布しき—日本靈異記の一素材—」

『日本歴史』二二二号、一九六六年)。

(9) 水野柳太郎「日本靈異記上巻第五話と日本書紀」(奈

良史学】第九号、一九九一年)二四頁。

(10) 例えは、美濃国の表記については、上二で「三乃」、

中四で「三野」、下三一で「美乃」などと様々である。また国名表記が「大倭」→「大養德」(天平九年)→「大和」(天平宝字元年)と変わった「ヤマト」についても、上一三・中一七の「大倭」、上一八他の「大和」と統一されていない。また上五の「和泉」については、中三七に「泉」という表記もある。したがつて『靈異記』の国名表記は景戒が何らかの意図をもつて一定の基準で統一的な表記にしたとは考えられない。

(11) 田中卓「新史料「評」を含む『古屋家家譜』の出現」

『皇學館大學史料編纂所報』第一七号、一九七九年)。

(12) 佐伯有清「新撰姓氏録の研究 考証篇第三」(吉川弘

文館、一九八一年)一〇八〇一一一頁。

(13) 義江明子「古代系譜様式試論」(吉川弘文館、二〇〇〇年)。

(14) 溝口睦子「古代氏族の系譜」(吉川弘文館、一九八六年)。その他に近年の研究としては、前田晴人「古屋家家譜」を通じてみた紀伊国の屯倉と大伴氏」(『飛鳥時代の政

治と王權』清文堂、一〇〇五年、初出は続群書類從

完成会『ぐんしょ』再刊二号、一九八八年)がある。

(15) 『山梨県史』(資料編三 原始・古代三、二〇〇一年)。

(16) 前掲註一四溝口著書、八五頁。

(17) 佐伯有清「新撰姓氏録の研究 本文篇」(吉川弘文館、昭和三七年)一一八頁頭註には「造」副本・色甲本・昌

本・群本「連」ニ作ル」とあり、『家譜』(前掲註一五

『山梨県史』による)でも「連」と校訂されているので、「連」の誤りではないかと思われる。

(18) 『姓氏録』には「神私連」の項で大伴金村は「道臣八世孫」と記されているが、『家譜』では九世孫にあたり『姓氏録』と異なつていて。しかし『姓氏録』に見える「…之後」という表現は、「枝流のウヂの主張する同祖關係が古記及び本宗氏の本系のいづれにも記載されおらず、立てられた祖は必ずしも誤つていなが、その主張する同祖關係には疑義が存する場合」に使われたと指摘されている表現(熊谷公男「令制下のカバネと氏族系譜」(『東北学院大学論集』歴史学・地理学、第一四号、一九八三年、一三七頁)であり、世代数の違いは『家譜』の史料性を否定するものではない。

(19) 義江明子「系譜・系図を図形で読む」(『宮城歴史科学研究』第五四・五五号、一〇〇三年)一一頁。

(20) 蘭田香融「岩橋千塚と紀国造」(『日本古代の貴族と地方豪族』塙書房、一九九一年)二〇四頁。

(21) 鈴木正信「紀伊国造の始祖とその神格形成過程」(歴史学研究会古代史部会例会報告レジュメ、一〇〇四年一月)なお、鈴木氏は、「紀伊国造次第」について、「貞

観一六年当時の紀伊国造が承認していた系譜（祖先觀）を示すもの」とされている。

(22) 前掲註一八熊谷論文、一四一页。

(23) 前掲註一四溝口著書。

(24) 竹本晃氏は林氏が大伴大田連氏とほぼ同時期に「宿禰」を賜姓され、同時に大伴宿禰の系譜に結合したことを指摘されている（古代における氏の系譜結合と改姓——林氏の系譜——『日本歴史』第六六二号、二〇〇三年、三四頁）。

(25) 『国史大系 日本三代実録』貞觀三年（八六一）八月庚申（一九日）条。

(26) 中村英重「律令国家と氏上制」（『古代氏族と宗教祭祀』吉川弘文館、一〇〇四年、初出は『北大史学』第二五号、一九八五年）一一二頁。

(27) 佐伯有清「家牒」についての一考察（『新撰姓氏録の研究』索引・論考篇、吉川弘文館、一九八四年）四二八頁。

(28) 坂本太郎・家永三郎・井上光貞・大野晋校注『日本書紀』（岩波書店、日本古典文学大系六七、一九六五年）。以下、『書紀』の引用は本書による。

(29) 直木孝次郎『壬申の乱 増補版』（塙書房、一九九二年）一一二頁。

(30) 北山茂夫氏は「この復姓の大國は、大伴連家との関係があり、狩人姿（それは武装もある）で、前太子を待ちうけたのではないか」（同氏『壬申の内乱』岩波新書、一九七八年、四四頁）と指摘している。

(31) 前掲註一〇蘭田論文、一七九頁。

(32) 史料は、中田祝夫校注『日本靈異記』（日本古典文学全集六、小学館、一九七六年）に従つた。改行、アルファベット、ゴシック体、□部分は引用者による。

(33) 渥美かをる氏は、「彼（屋栖野古—引用者註）は、また「連」であるが、この説話を通じて常に「連の公」と尊敬されており、靈異記中の他の説話を見える「連」には敬称はつかないことから、やはり先学の説のように、この説話の形成には、彼の子孫がかかわりを持つたであろうことが推察されるのである。」（『軍記物語と説話』笠間書院、一九七九年、四三四頁、初出は『日本靈異記』における説話の形成過程—特に上巻五縁をめぐつて—『説林』一七、一九六八年）と指摘されている。

(34) 溝口氏は「連系の氏の古い本系をみると、前節で引いた物部氏の本系（『先代旧事本紀』卷五「天孫本紀」—引用者註）やあとで一部引用する中臣氏の本系（『尊卑分脈』所収「藤原氏系図」—引用者註）にみられるように、「連公」と記すのがどうやら本系における正式の表記であったようである。」（前掲註一四溝口著書、七九〇八〇頁）と述べられている。

(35) 八重樫直比古氏は、「贊」の該当部分をあげ、「本話のどの部分に対応するのかは、必ずしも明確ではないようく考えられる。」と述べた後、「「武は万機に振ふ」とは、靈木の確認や、物部氏の迫害や強要に屈しなかつたことを言うのであろうか。」と述べられている（『推古天皇と大部屋栖野古—上巻第五話』『古代の仏教と天皇

日本靈異記論』翰林書房、一九九四年、一二五頁)。また中村宗彦氏は「武」は「武力・武勇」の意とすれば、屋栖古の「僧尼檢校」等の政治上の事績はこれとは異質で、この表現との隔たりが大きい。」として、「爾雅」釈詁に「武、繼也、迹也。」とあることから、「武」は「迹」(屋栖古の残した業績)と理解されている(中村宗彦「各縁試論」『古代説話の解釈 風土記・靈異記を中心』明治書院、一九八五年、一四三~一四四頁)。しかし本稿のような理解によれば、「武」も「武勇」として解釈することが可能である。その場合、「武振万機」の解釈は、「振」を「救う」(諸橋轍次『大漢和辞典』大修館書店、「振」の項による)の意味で解釈し、「武勇は天皇の政務を助けた」という意味になる。

(36) 志田諒一「大伴連」『古代氏族の性格と伝承』(雄山閣、一九七一年)一九一頁。

(37) 加藤謙吉「大伴氏の性格」(『大和の豪族と渡来人』吉川弘文館、一〇〇二年)など。

(38) 前掲註三「中田祝夫校註『日本靈異記』上巻第五、七四頁頭註」には、「仏の徳や人の美德、事物の美しさをたたえたり、人の行為を批評した定型文。文末に一編の要旨、要約として載せる。」とある。

(39) 前掲註三「渥美論文」。

(40) 前掲註三「重権論文」。

(41) 「本記」では「詔」と記されているにも関わらず、冥界の記述において「言」とされていることも不審である。

(42) 前掲註七「藤井論文」、一三七頁。

(43) 藤井氏は、上五の聖德太子について、「聖武天皇は太子後身であるという主張に集約されているように、太子は天平時代が理想的な聖代であることを裏づける役割を担わされている。」(前掲註七「藤井論文」、二三八頁)と述べられている。

(44) 小泉道校注『日本靈異記』(新潮社、新潮日本古典集成、一九八四年、四五頁)及び、多田一臣校注『日本靈異記 上』(筑摩書房、ちくま学芸文庫、一九九七年、七〇頁)では、「貴仮」と校訂されている。

(45) ただし、松下正和氏は「宣命中の「仕奉」事例から導き出される令制下の「仕奉」という用語の現れ方は、「臣」(官人貴族層)による仕奉の対象が、天皇だけでなく、皇后や皇太子を含めた「王家」という点にその特質があつたのである。」(『古代王權と仕奉』『王と公』柏書房、一九九八年、一〇二頁)と述べられており、そのような意味では聖德太子が奉仕対象であることについて何ら不思議ではないが、本稿では『家譜』の影響を強く受けている上五「本記」の性格上、推古天皇への奉仕が第一義的であつたと考える。

(46) 前掲註一「四溝口著書、九二一頁」。

(47) 『奈良国立文化財研究所年報』(一九八五年)。

(48) 岸俊男「宮宅と寺院」(『古代宮都の探求』)堀書房、一九八四年)。

(49) 吉田一彦氏は、いわゆる『元興寺縁起』が九世紀後半に作成された豊浦寺の縁起を平安時代末期に付加・改変され成立したものであることを指摘している(『元

興寺縁起』をめぐる諸問題——写本・研究史・問題点——『古代』第一一〇号、一〇〇一年、「元興寺伽藍縁起并流記資財帳の研究」『名古屋市立大学人文社会学部研究紀要』第一五号、一〇〇三年)が、豊浦寺と推古天皇との関係については、本稿で述べたように『靈異記』に記されているので、八世紀後半～九世紀前半には成立していった伝承と推測される。

(50) 義江明子「『雷神を捉えた話』と推古天皇」(『文化史の諸相』吉川弘文館、二〇〇三年)八頁。

(51) 共通点の一と二については、早く、吉永登氏によつて指摘されている。(『紀州大伴氏伝の偽作について』『万葉その異伝発生をめぐって』和泉書院、一九八七年、初出は一九五四年)。

(52) 屋栖野古が賜った「大信」は、大宝令の位階を対照させると・正七位(従七位に相当する冠位であるが、国史などに見える名草郡の大伴氏の位階と対照させてみると、六位(少初位と幅があるものの大体七位周辺で一致している(大伴櫟津連子人・正八位下→従七位下・『続紀』、大伴若宮連大淵・少初位下・『大日本古文書』、榎本連千嶋・少初位上・『櫟絶残闕』、大伴大田連沙弥磨・正六位上・『続紀』)。したがつて屋栖野古の最初に賜った冠位は「本記」が作成された時期の名草郡の大伴氏の位階を参考にした可能性が考えられる。

(53) 前田晴人「雄略王権と大伴氏の本拠地」(『古代王権と難波・河内の豪族』清文堂、二〇〇〇年、初出は、『続日本紀研究』二五八号、一九八八年)。

(54) 加藤謙吉「冠位十二階制と大夫制の変質」(『大和政權と古代氏族』吉川弘文館、一九九一年)一九頁。

(55) 『伴氏系図』は、元禄五年(一六九二)に水戸藩彰考館において企てられた系譜集成である『諸家系図纂』所載の、伴善男の子として三河国幡豆郡の郡司家である大伴氏の先祖、員助からわかれる員助流系図の中の一本であり、『続群書類聚』卷百八十二、系図部七十七にも収載されている。『諸家系図纂』の編纂方針は、「たとい同一の家に数篇の異なる系譜がある場合でも、編者の判断で取捨選択するとということをせず、また、内容が明らかに誤りと思われる場合でもあえて改めることはせず、とにかく元本のままに載せる」(前掲註一四溝口著書一一页)というものであり、史料的価値が高いという。また、

「おそらく十世紀末から十一世紀前半の頃に三河伴氏が入手できた、大伴氏の家記・本系の類(おそらく傍系の、転写を経たもの)であろう」(前掲註一四溝口著書六一～六二頁)とされているが、この馬飼の薨年の部分は、「正史にはなく『公卿補任』にのみ載っている。したがつて『公卿補任』と一致する記載をもつ『伴氏系譜』について、『公卿補任』か、あるいはその記事の元になつた大伴氏の家記の類によつて書いたという推測が可能である。」(前掲註一四溝口著書、五一頁)と指摘されている。

(56) 中村英重「律令国家と家」(『古代氏族と宗教祭祀』吉川弘文館、二〇〇四年、初出は、佐伯有清先生古稀記念会編『日本古代の社会と政治』吉川弘文館、一九九五年)二五一頁。

(57) 東野治之「長屋王家と大伴家」（『長屋王家木簡の研究』 塙書房、一九九六年、初出は、『続日本紀研究』二八三号、一九九二年）。

(58) 長谷部将司氏は、薨卒伝の冒頭における「A者。B子（孫）」という記載形式は、Bの後継者であることの宣言と捉えることができるとして、大伴宿禰御行については「生前の御行は大納言として、右大臣長徳に収斂される大伴氏の貴族層としての地位を継承していた。」（四〇頁）と述べられている（『続日本紀』における薨卒伝の成立事情）（『続日本紀研究』第三四〇号、二〇〇二年）。

(59) 中村英重「氏寺と氏神」（『古代氏族と宗教祭祀』 吉川弘文館、二〇〇四年、初稿は「古代氏寺考」『民衆宗教の構造と系譜』雄山閣出版、一九九五年）二八六頁。

(60) 前掲註三二、中田祝夫校注『日本靈異記』七四頁下段の訳に一部修正を加えた。

(61) 板野長八「『孝經』の成立」（『儒教成立史の研究』岩波書店、一九九五年）。同「戦国秦漢における孝の二重性」（『中国古代社会思想史の研究』研文出版、二〇〇〇年）。

(62) 板野長八「『孝經』（中国古代における人間観の展開』岩波書店、一九七二年）二二九頁。

(63) 水谷千秋「『日本書紀』における孝と忠」（『日本書紀研究』第二五冊、塙書房、二〇〇三年）。

(64) 赤塚忠「大学・中庸」（明治書院、一九六七年）二五一页。

(65) 諸橋轍次『大漢和辞典』（大修館書店）。

(66) 長谷部将司「忠臣」清麻呂像の完成」（『日本古代の地方出身氏族』岩田書院、二〇〇五年）二八五頁。

(67) なお中村宗彦氏は「孝」についても本文に該当する内容がないとして、「孝」と「考」はしばしば誤写されることから、「考績」の意味で、実際は「績」の字があり、注釈として「考」の字があつたとするが認めがたい（中村宗彦氏前掲註三五論文、一四四頁）。

(68) 前掲註二拙稿。

(69) 『書紀』用明天皇二年四月丙午条に鞍部多須奈が「臣、奉為天皇、出家脩道：」と奏したことが記されており、この記事の影響を受けた可能性がある。

(70) 諸橋轍次『大漢和辞典』（大修館書店）。「祖」は先祖と同じ。

(71) 前掲註三鈴木論文、五五頁。

(72) 本稿では郡領氏族レベルの地方豪族を扱ったため王権への功績が特に重要であつたと思われるが、『堂』レベルの階層ではそれぞれの在地社会において顕彰される内容が異なる可能性がある。今後の課題としたい。